

令和4年度大学設置基準等の改正について

～学修者本位の大学教育の実現に向けて～

目次

• 大学設置基準の改正背景について	3
• 大学設置基準の性質・構造や役割について	15
• 総則等理念規定の明確化について	18
• 教育研究実施組織等について	20
• 基幹教員制度について	23
• 指導補助者について	37
• 授業期間について	40
• 単位の計算方法等について	44
• 卒業要件の明確化について	47
• 校地、校舎等の施設及び設備について	49
• 教育課程等に係る特例制度について	53
• 経過措置について	62
• (参考) 現行制度において、各大学の運用等で実施可能な取組例	64
• (参考) 教学マネジメント・内部質保証の取組	70

目次

• 大学設置基準の改正背景について

- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について
- 教育課程等に係る特例制度について
- 経過措置について
- (参考) 現行制度において、各大学の運用等で実施可能な取組例
- (参考) 教学マネジメント・内部質保証の取組

大学設置基準はこれまで大学教育のニーズの多様化等や設置規制の明確化（準則化）の観点から大きな改正がなされてきました。

• 大学設置基準の大綱化・・・「大学教育の改善について」（平成3年2月8日大学審議会答申）

- ▶ 大学教育改善への努力を促進するためには、我が国の大学教育の枠組みを規定している大学設置基準を可能な限り大綱化し、個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき、自由かつ多様な形態で教育を実施し得るようになる必要がある。・・・教育内容等に関わるいわゆるソフト面については、できるだけ各大学の自主性に委ねる方向が望ましく、校地・校舎の必要最低面積や必要最低専任教員数等のいわゆるハード面については、原則として、定量的に規定し、最低の水準を担保する方向が適当である。
- ▶ 大学設置基準の大綱化によって、大学の水準の低下や大学らしからぬ大学の出現を懸念する指摘がある。・・・確かに現在の設置基準は、大学の発展の初期段階において、その水準の維持向上に一定の役割を果たしてきたが、今や先進諸国に伍して新たな世界を切り開いていく立場にある我が国が、今後の不透明な時代においていろいろな試みを行いながら教育研究の発展を図っていくためには、枠組みとなる基準は可能な限り緩やかなほうが望ましいと考えられる。・・・大学の水準の維持は、何にもまして大学の自覚によるものであり、また現実には、社会もいろいろな観点から大学を評価しているのも事実である。大学や社会の良識に期待するものである。

• 大学設置認可の準則主義化・・・「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14年8月5日大学審議会答申）

- ▶ 国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。
- ▶ 現在、大学設置審査の際に適用されている基準は、大学設置基準等の法令のほか、大学設置・学校法人審議会の審査基準や内規など様々な形式によって規定されている。今回、これらの基準が設置審査の最低基準であるとの観点に立って、それぞれの規定の必要性を吟味し、整理を図るとともに、こうした様々な基準の一覧性を高め、明確化を図る観点から、設置審査に係る基準を原則として告示以上の法令で規定することが必要である。

令和4年度、大学設置基準の大きな改正が再びなされました。 なぜ、この改正がなされたのでしょうか。

- 予測不可能な時代にあって、高等教育は、学修者が自らの可能性を最大限に発揮する…「何を学び、身に付けることができるのか」を中軸に据えた多様性と柔軟性を持った高等教育への転換を引き続き図っていく必要。

→ **学修者本位の教育への転換が必要。**

- そのためには、高等教育は「多様な価値観を持つ多様な人材が集まることにより新たな価値が創造される場」となること、すなわち、多様な学生、多様な教員、多様で柔軟な教育プログラム、柔軟なガバナンス等を実現していくことが求められる。

- 高等教育の質保証を担ってきた、質保証システムの各要素においても、上記の変化に対応し、取組を推進するような見直しが必要。

- 魅力的な高等教育を提供するとともに、我が国の高等教育の質が保証されていることが国内外で認知されることが重要であり、現在の質保証の在り方を見直し、より時代に即したものにする必要。
- 何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか、学んでいる学生は成長しているのか、学修の成果が出ているのか、大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるかといったことは、重要な要素。
- 「多様な価値観が集まるキャンパス」を実現するためには、現在の設置基準を時代に即したものとして、時代の変化や情報技術の進歩、大学教育の進展を踏まえ、学生／教員比率の設定や、編入学や転入学などの学生の流動性への対応、教育課程を踏まえた教員組織の在り方、情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方など、抜本的に見直す必要。

→ この見直しについては、我が国の大学教育全体の質保証を担保する観点から、専門的な審議を経た上で行う

大学設置基準を含む高等教育の質保証システム全体の見直しに向け、1年9ヶ月にわたる集中的な審議が行われてきました。

- 令和2年6月に大学分科会質保証システム部会を設置。以降、月1回程度審議を行い、令和4年3月に「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」をとりまとめ。
 - 部会を14回（+作業チーム3回）開催し集中審議。その間、大学分科会へ4回報告・審議し、令和4年3月に了承
- 現在の高等教育の質保証システムは、一定程度機能しているものと評価。
 - 「大学設置基準」「設置認可制度」「認証評価制度」「情報公表」が主たる構成要素
 - 大学として最低限の水準を満たしていることを保証する事前規制の長所と、大学の多様性に配慮しつつ、恒常的に大学の質を保証する事後チェックの長所を組み合わせた形で設計
 - 事前規制の弾力化、大学等の自主的・自律的な改善の促進により質を保証する仕組みとして、一定程度機能
- 他方で、以下のような課題等が指摘され、「学修者本位の大学教育の実現」・「社会に開かれた質保証の実現」の観点から、質保証システムの見直しの必要性が指摘。
 - 大学設置基準等についてより客観性のある分かりやすい基準等とするべき
 - 授業外学習が不十分、3つのポリシーに基づく教育の実質化や、学修者や教育者が学修成果や教育成果を明確に把握できるように可視化、透明性を向上させる必要
 - グローバル化や少子高齢化、デジタル技術の高度化など社会全体が大きく変動する中、また、初等中等教育の大きな変化を受け止め、学修者本位の観点から、大学が創意工夫に基づく先導性・先進性のある教育研究活動を行っていく上で、最低限保証すべき質を厳格に担保しつつも柔軟性のある質保証システムにしていく必要

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」
(令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00012.html

【参考】第10期・第11期 大学分科会質保証システム部会の審議経過

○ 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会は、平成30年の「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」答申に基づき、質保証システムについて専門的に審議を行う目的で設置。

第10期大学分科会質保証システム部会

第1回 令和2年7月3日

○我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

第2回 令和2年7月31日

○我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

第3回 令和2年8月31日

○関係団体からのヒアリング

第4回 令和2年9月28日

○関係団体からのヒアリング

国大協・公大協・私大連・私大協・公短協・私短協

第5回 令和2年11月25日

○質保証の国際通用性について有識者ヒアリング

第6回 令和2年12月23日

○学修成果の保証や質保証を担う人材について有識者ヒアリング
○通信制大学の質保証について有識者ヒアリング

第7回 令和3年1月25日

○学生調査を活用した質保証、情報公表について有識者ヒアリング
○大学における質保証の取組について有識者ヒアリング

大学分科会 第159回 令和3年2月9日

○質保証システム部会の審議の状況について

第11期大学分科会質保証システム部会

令和3年4月 採用と大学教育の未来に関する産学協議会報告書

第8回 令和3年6月15日

○質保証システムの見直しについて（定員管理の在り方について等）

令和3年6月 教育再生実行会議第12次提言
規制改革実施計画（閣議決定）

第9回 令和3年7月7日

○質保証システムの見直しについて（遠隔教育等の活用について等）
○遠隔教育について有識者ヒアリング

令和3年7月 日本私立大学連盟提言
「ポストコロナ時代のあり方」

第10回 令和3年8月4日

○質保証システムの見直しについて（大学設置基準について等）

第11回 令和3年9月17日

○質保証システムの見直しについて（保証すべき「質」について等）

大学分科会 第163回 令和3年10月12日

○質保証システム部会の審議の状況について

作業チーム 第1回 令和3年11月26日

○専門的・技術的な事項の調査審議

作業チーム 第2回 令和3年12月10日

○専門的・技術的な事項の調査審議

第12回 令和4年1月7日

○質保証システムの見直しについて（作業チーム素案について等）

作業チーム 第3回 令和4年2月3日

○専門的・技術的な事項の調査審議

大学分科会 第165回 令和4年2月9日

○質保証システム部会の審議経過について

第13回 令和4年2月16日

○質保証システムの見直しについて（審議まとめ素案について等）

第14回 令和4年3月18日

○「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」を取りまとめ

大学分科会 第166回 令和4年3月28日

○質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」について、報告・了承

質保証システム部会委員一覧

◎ 吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事
○ 日比谷潤子	学校法人聖心女子学院常務理事
永田 恭介	筑波大学長
浅田 尚紀	奈良県立大学長
飯吉 透	京都大学高等教育研究開発推進センター長・教授
大森 昭生	共愛学園前橋国際大学長
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・特任教授
小林 浩	リクルート進学総研所長・カレッジマネジメント編集長
杉谷祐美子	青山学院大学教育人間科学部教授
瀧澤美奈子	科学ジャーナリスト
谷本 和子	関西外国語大学短期大学部学長
土屋恵一郎	千葉工業大学特任教授、明治大学元学長
嘩道 佳明	上智大学長
長谷川知子	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
濱中 淳子	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
林 隆之	政策研究大学院大学教授
古沢由紀子	読売新聞東京本社編集委員
前田 早苗	千葉大学国際教養学部教授
宮内 孝久	神田外語大学長
吉見 俊哉	東京大学大学院情報学環教授
米澤 彰純	東北大学国際戦略室副室長・教授

※下線は作業チーム委員

【参考】大学団体・産業界や閣議決定等の各種提言等

【教育再生実行会議第12次提言】(令和3年6月決定)

- ① 遠隔・オンライン教育の推進
- ② 教学の改善等を通じた質保証
- ③ 学びの複線化・多様化
- ④ デジタル化への対応

【規制改革実施計画】(令和3年6月閣議決定)

- 校地・校舎面積等の物理的空間としての規制の見直し
- 卒業に必要な単位数を取得した場合は、4年未満でも卒業ができるよう卒業要件の見直しや、入学時期と卒業時期の柔軟な設定を可能とする見直し
- 定員管理について、学部単位の入学定員の柔軟化や、複数年度の平均値の管理など、より現実的な変更
- 専任教員数についての見直し
- 単位互換制度の在り方の検討
- 教育の質保証の観点も含めて、デジタル化時代に即したものとなるよう、大学設置基準、大学通信教育設置基準の見直し

【ポストコロナ時代の大学のあり方】

(緊急課題)

- ① 遠隔授業の修得単位数上限撤廃

(中長期的に検討が必要な事項)

- ② 単位の実質化(学修時間や単位数はガイドライン化、在籍年数は削除)
- ③ 校舎等施設、校地面積、校舎の面積等の削除
- ④ 定員管理(大学単位、複数年度平均、リカレント・グローバルの定員別枠扱い、収容定員に対する専任教員数の規定見直し)
- ⑤ 専任教員・職員の定義、役割

「ポストコロナ時代の大学の在り方」(概要・抜粋)
(令和3年7月 一般社団法人日本私立大学連盟)

【ニューノーマルを踏まえた新たな大学教育の在り方】

- ① 急ぎ対応が必要なもの(緊急性が高いもの)

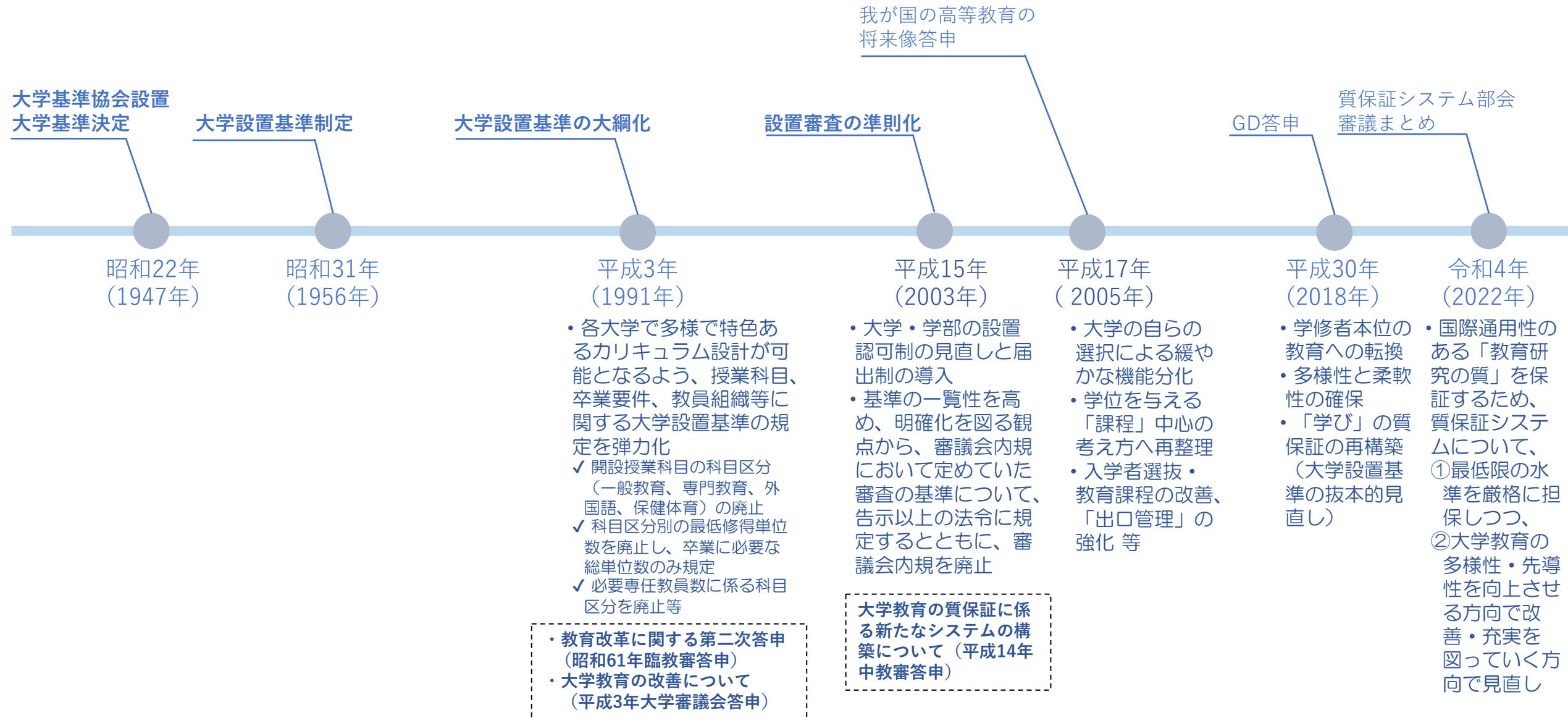
- ・ ハイブリッド型教育の実施に係る環境整備(遠隔授業による単位数上限緩和、施設等の基準見直し(校舎等施設、校地・校舎面積、運動場等)等)
- ・ ハイブリッド型教育の質保証の強化

- ② 新たな大学教育への転換に向けて、中長期的な対応の検討が求められる事項

- ・ ハイブリッド型教育に応じたカリキュラム体系の再構築(大学設置基準の抜本的な見直しも視野に、単位制度の在り方を検討)
- ・ 国内外の大学との連携の推進・強化(施設共同利用、講座・単位の共通化、J・D・DDの拡大など)
- ・ 定員管理の見直し(学部単位の入学定員 → 大学単位の収容定員、単年度 → 複数年度の平均)

「ポスト・コロナを見据えた新たな大学教育と産学連携の推進」(概要・抜粋)
(2021年4月採用と大学教育の未来に関する産学協議会 2020年度報告書)

【参考】大学設置基準改正等に係る主な経緯



新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）概要

令和4年3月18日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会

背景

- 「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を組み合わせた形で設計されており、**一定程度機能**している。
 - しかしながら、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく**教育の実質化を進める必要がある**という指摘や、**グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要がある**という指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした**遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある**等の指摘がある。
- ⇒ 大学における**国際通用性のある「教育研究の質」を保証**するため、質保証システムについて、
 ①**最低限の水準を厳格に担保**しつつ、 ②**大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図っていく**ことが求められている。

質保証システムで保証すべき「質」

- ・学校教育法の規定に照らすと「**教育研究の質**」
- ・「**学生の学びの質と水準**」とともに、教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような**研究環境の整備や充実等**についても**一定程度確認**する必要。

改善・充実の方向性

- 2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現
 ②社会に開かれた質保証の実現
- 4つの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上
 ③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ④厳格性の担保
- ※それぞれの視座は背反関係にあるものではなく、相互に関係し合うものであることに留意が必要

（1）大学設置基準・設置認可審査

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、学位プログラムを基礎とした内部質保証の取組、内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを明確化。

【客観性の確保】

- 分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理。
- 「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認める。 ※教育研究の質の低下を招かないよう制度化に当たっては留意。
- 「図書」「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。
- 大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。
- 実務家教員の定義の明確化や大学名称の考え方を周知。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間は標準時間であることの明確化など単位制度運用の柔軟化。
- 機関として内部質保証等の体制が機能していることを前提とした教育課程等に係る特例制度の新設。

例）遠隔授業による修得単位上限（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等

- 校舎等施設は、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直し。
- スポーツ施設等を各大学の必要性に応じて整備できるよう見直し。等

（2）認証評価制度

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

【客観性の確保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

【透明性の向上】

- 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。等

【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化（例：3年）。

（3）情報公表

<改善・充実の方向性>

- 「教学マネジメント指針」を踏まえ、認証評価において大学の情報公表の取組状況を確認。
- 「大学入学者選抜に関すること」等を学校教育法施行規則に規定する各大学が公表すべき項目に追加。等

（4）その他の重要な論点

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 遠隔授業に関するガイドラインの策定
- 大学運営の専門職である事務職員等、質保証を担う人材の資質能力を向上させる観点から、SD・FDの取組等を把握・周知

【客観性の確保】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内なら大学の判断で新たな学位プログラムが実施可能であることを周知。
- 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

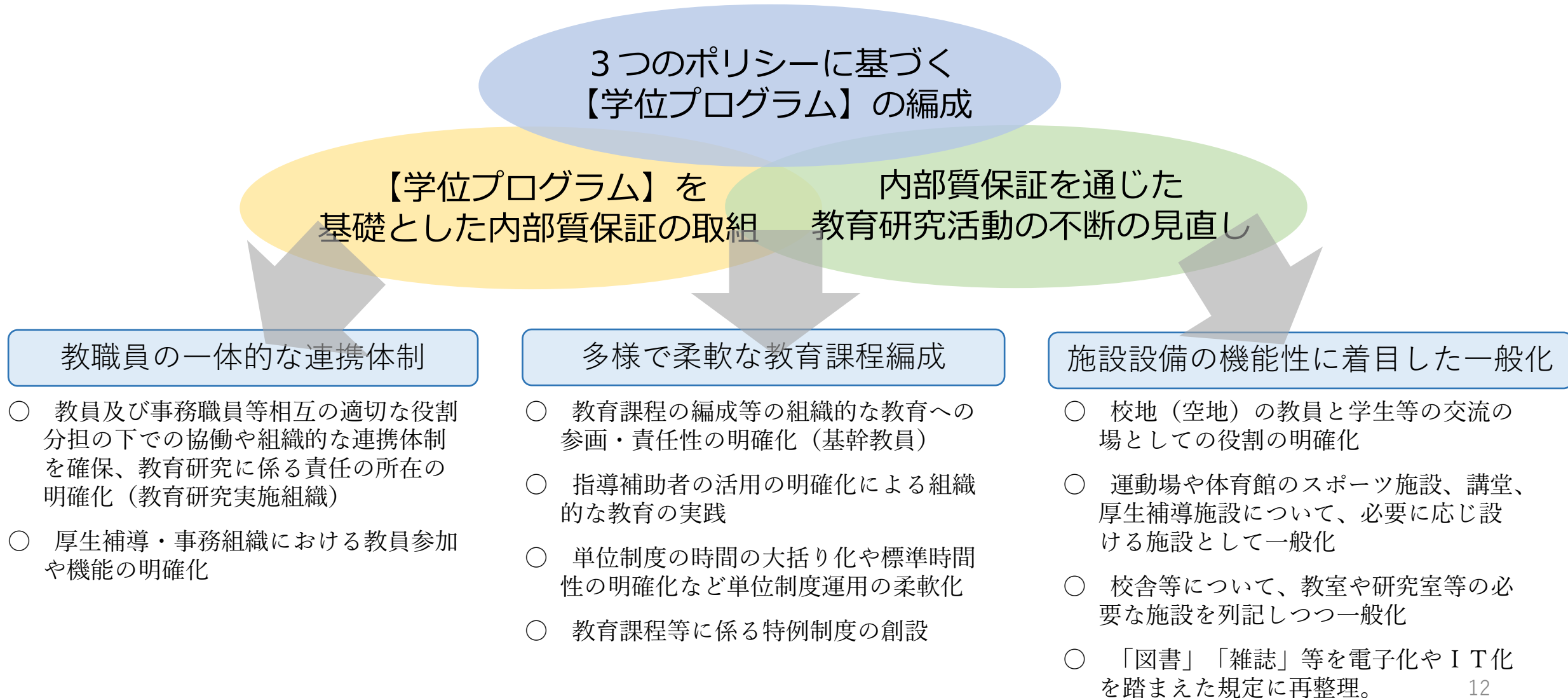
- 基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める（成績管理の厳格化・明確化と両立が図られるように留意）。等

審議まとめにおいて、大学設置基準等について、以下の考え方を基軸として見直しの方向性が提言されています。

- 「学修者本位の大学教育の実現」の観点からは、教学マネジメントが適切に行われていることなど、個々の学位プログラム単位で内部質保証が機能していることが求められる。
 - そのためには、各大学において学位プログラム毎に適切な情報が公表され、認証評価の際に、各大学で学位プログラムごとに学修成果が把握されていることや研究成果を継続的に生み出すための環境整備等「教育研究の質」が適切に確認されていることも求められる。
- 「社会に開かれた質保証の実現」の鍵となるものは、何よりも適切な情報が公表されていること。
 - 各大学による積極的な情報公表はもとより、認証評価の結果やその他の必要な情報が、社会が利用しやすい形で適切に公表されていることが求められる。

- 大学教育の質保証の単位である学位プログラムは3つのポリシーに基づいて編成されるものであり、各大学における内部質保証は学位プログラムを基礎として行われるべきことを理念上明確にする。
- 内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを理念上明確にする。

今回の大学設置基準等の改正は、3ポリシーに基づく「学位プログラム」の編成とそれを基礎とした「内部質保証」による教育研究活動の不断の見直しの考え方を根幹としています。



「三つのポリシー」に基づく大学教育改革の実現

全ての大学等において、以下の三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。

①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(学校教育法施行規則改正：平成29年4月1日施行)

大学教育の充実に向けた
PDCAサイクルの確立

大学教育の
質的転換

- ・生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成する大学教育の実現
- ・大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものとして構築し、高等学校や産業界をはじめ広く社会に発信

①卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化

＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、
一貫性あるものとして策定

②教育課程編成・実施の方針 （カリキュラム・ポリシー）

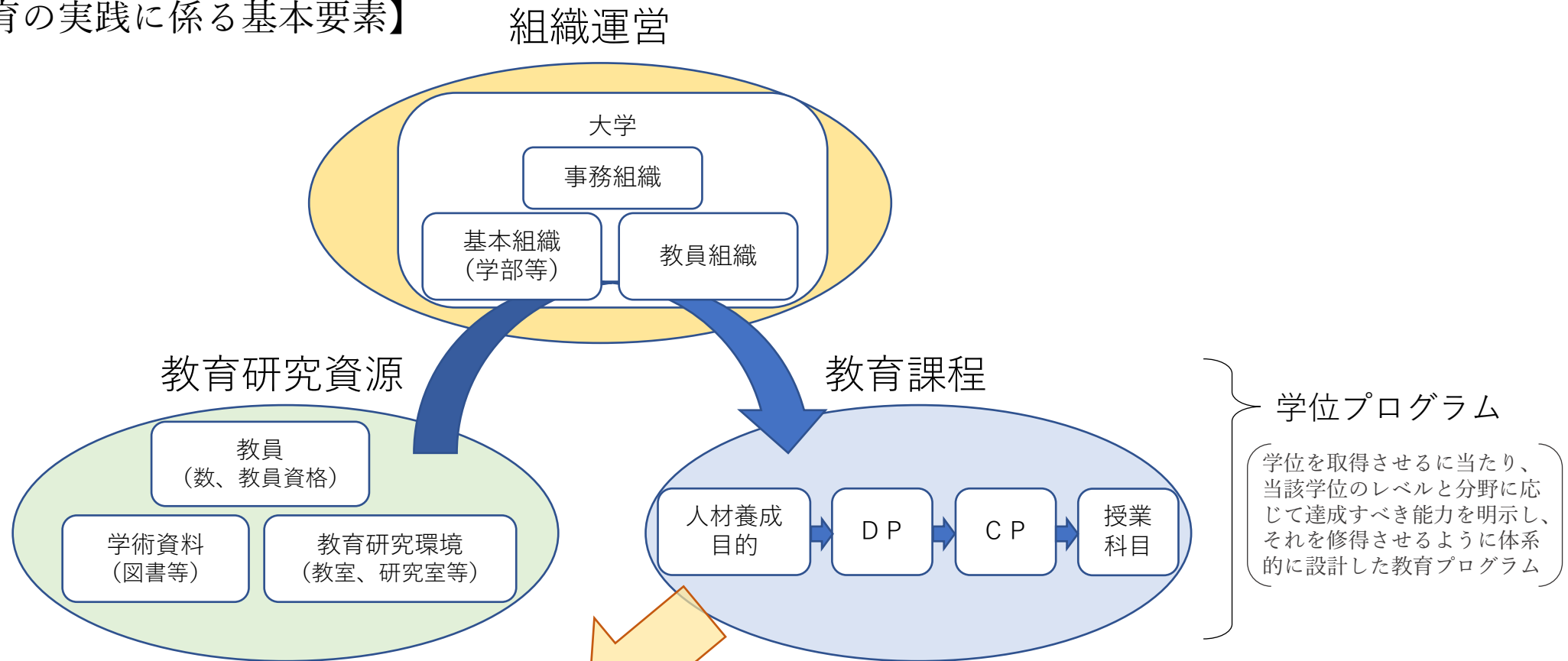
体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

③入学者受入れの方針 （アドミッション・ポリシー）

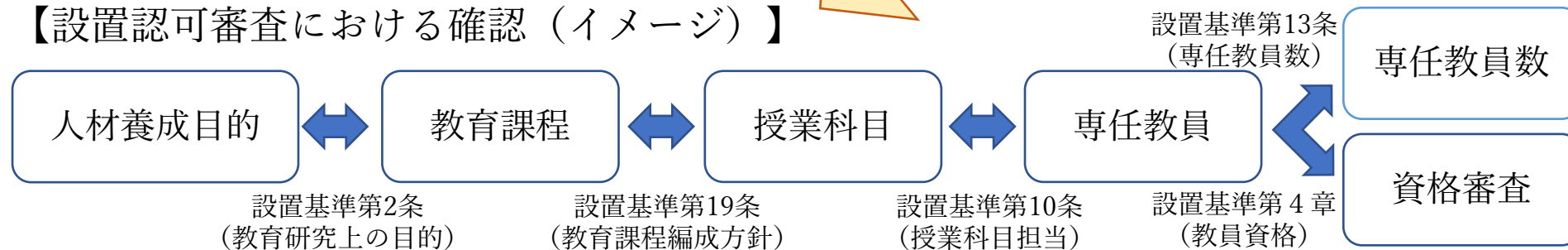
入学者に求める学力の明確化、具体的な入学者選抜方法の明示

三つのポリシーに基づく大学教育の実践に係る基本要素

【大学教育の実践に係る基本要素】



【設置認可審査における確認 (イメージ)】

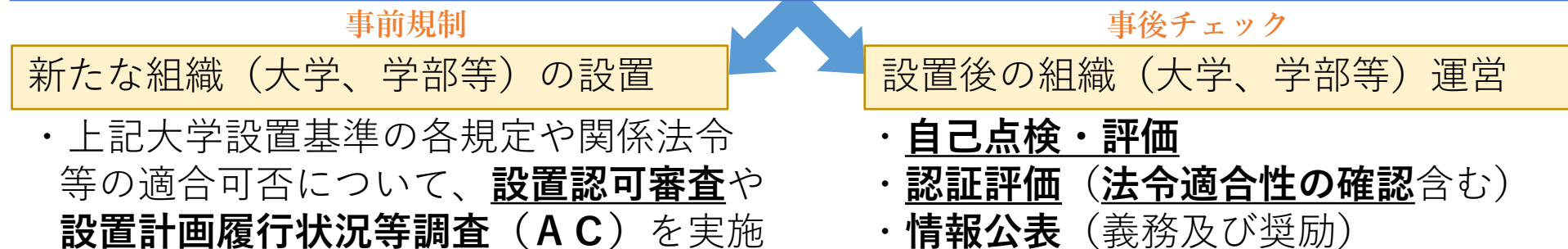
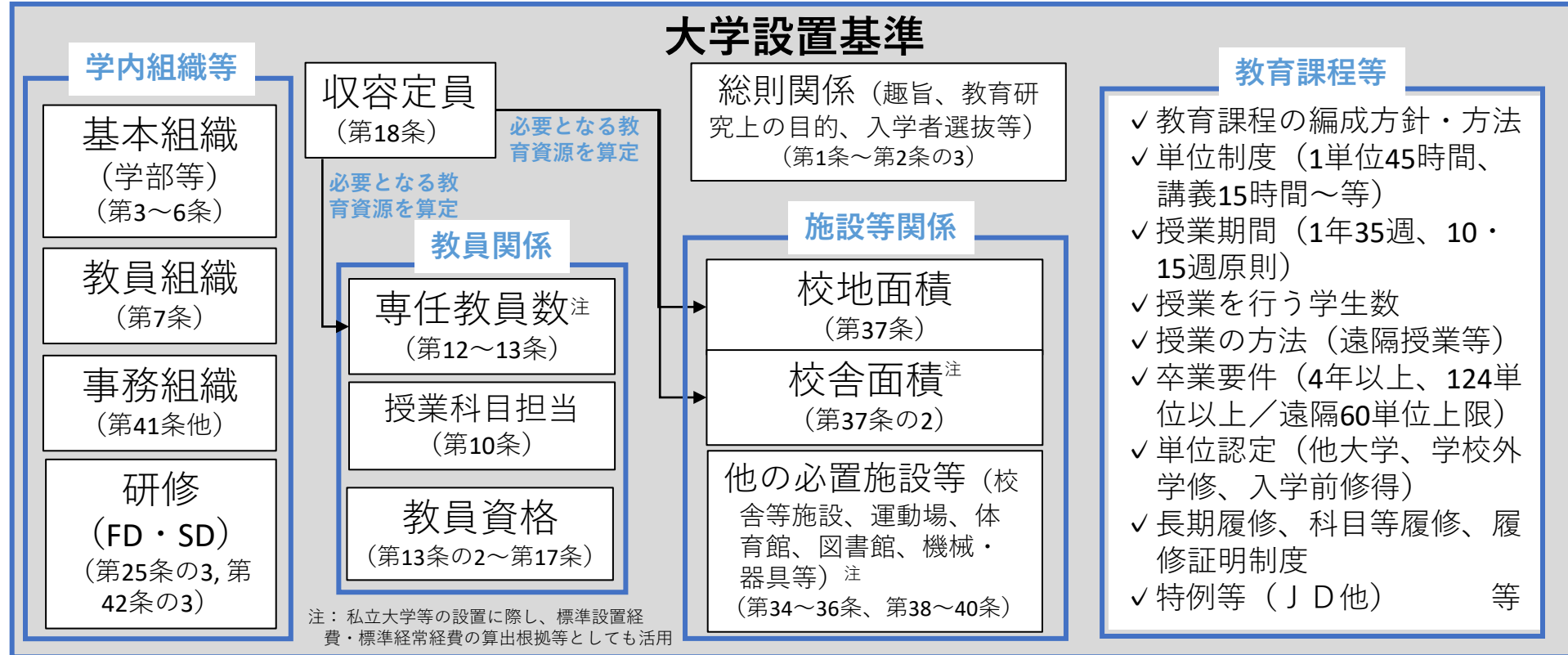


目次

- 大学設置基準の改正背景について
- **大学設置基準の性質・構造や役割について**
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について
- 教育課程等に係る特例制度について
- 経過措置について
- (参考) 現行制度において、各大学の運用等で実施可能な取組例
- (参考) 教学マネジメント・内部質保証の取組

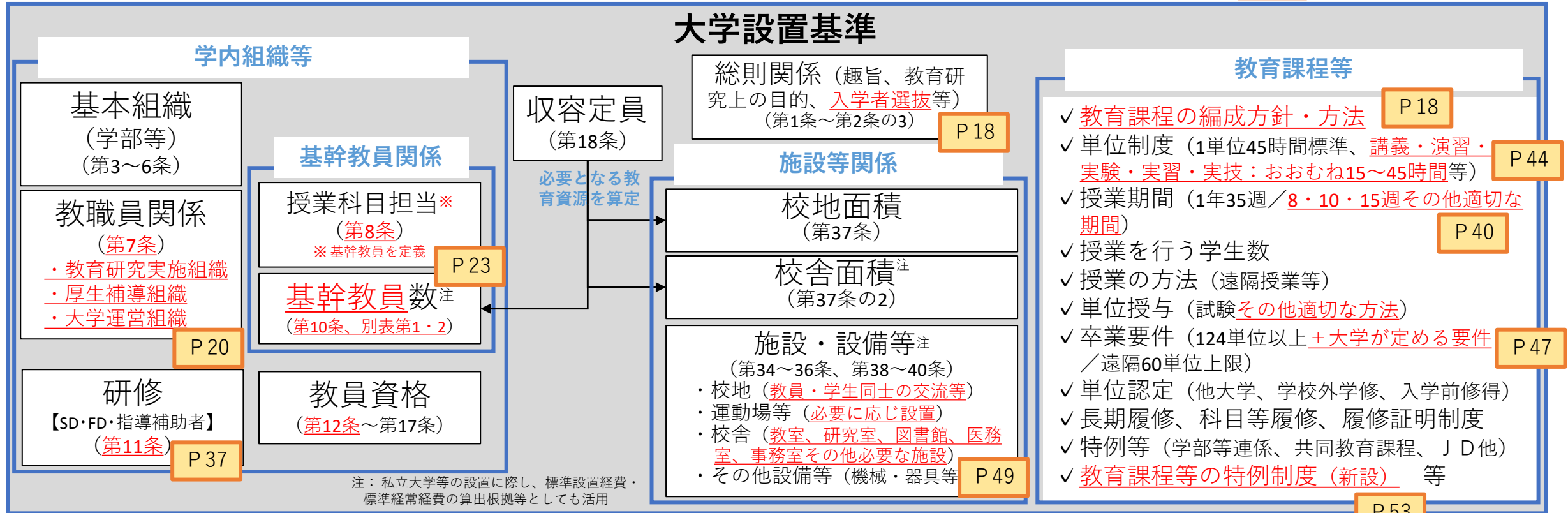
改正前の質保証システムにおける大学設置基準の性質・構造や役割

- 大学の設置者は設置基準に従い、設置しなければならない。（学校教育法第3条）
- 設置基準は設置に必要な最低の基準。設置後の運用で、同基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準向上を図ることに努める必要。（大学設置基準第1条）



改正後の質保証システムにおける大学設置基準の性質・構造や役割

- 大学の設置者は設置基準に従い、設置しなければならない。（学校教育法第3条）
- 設置基準は設置に必要な最低の基準。設置後の運用で、同基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、自己点検・評価結果や認証評価結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準向上を図ることに努める必要。（大学設置基準第1条）



事前規制

新たな組織（大学、学部等）の設置

- ・ 上記大学設置基準の各規定や関係法令等の適合可否について、**設置認可審査**や**設置計画履行状況等調査（AC）**を実施

事後チェック

設置後の組織（大学、学部等）運営

- ・ **自己点検・評価** P 34
- ・ **認証評価**（法令適合性、**情報公表の状況確認**含む）
- ・ **情報公表**（義務及び奨励）

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- **総則等理念規定の明確化について**
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について
- 教育課程等に係る特例制度について
- 経過措置について
- （参考）現行制度において、各大学の運用等で実施可能な取組例
- （参考）教学マネジメント・内部質保証の取組

総則等理念規定の明確化について

改正前

学校教育法施行規則に3ポリシーの規定はあるが、教育課程等に係る規定は大学設置基準上にあり関連性が明確でないことや、内部質保証に基づく見直しを行うことが明確化されていない。

審議まとめにおいて、3つのポリシーに基づく大学教育や内部質保証による教育研究活動の不断の見直しについて理念上明確化することなどが提言。

改正後

**3ポリシーに基づく教育課程の編成等や自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた不断の見直しを行う旨、規定上明確化。
→ 3ポリシーに基づく教育の実質化等による質向上が期待**

(趣旨)

第一条 [略]

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、**学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。**

(入学者選抜)

第二条の二 入学者の選抜は、**学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。**

(教育課程の編成方針)

第十九条 大学は、**学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。**

2・3 [略]

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- **教育研究実施組織等について**
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について
- 教育課程等に係る特例制度について
- 経過措置について
- （参考）現行制度において、各大学の運用等で実施可能な取組例
- （参考）教学マネジメント・内部質保証の取組

教育研究実施組織等について

改正前

教員組織として教員の役割分担、連携体制、責任の所在について規定されていたが、事務組織や厚生補導の組織や教員と事務職員等の連携及び協働については別途規定。

審議まとめにおいて、分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理することなどが提言。

改正後

必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織の編制など、教員と事務職員等の関係を一体的に規定
→教育研究活動から厚生補導まで含めた教職協働の実質化が促進され、より一層の教育研究活動の質向上が期待

(教育研究実施組織等)

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な**教員及び事務職員等**からなる**教育研究実施組織**を編制するものとする。

2 大学は、**教育研究実施組織**を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、**教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働**や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の**所在を明確にするものとする。**

3 大学は、学生に対し、**課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等**の厚生補導を組織的に行うため、**専属の教員又は事務職員等**を置く組織を編制するものとする。

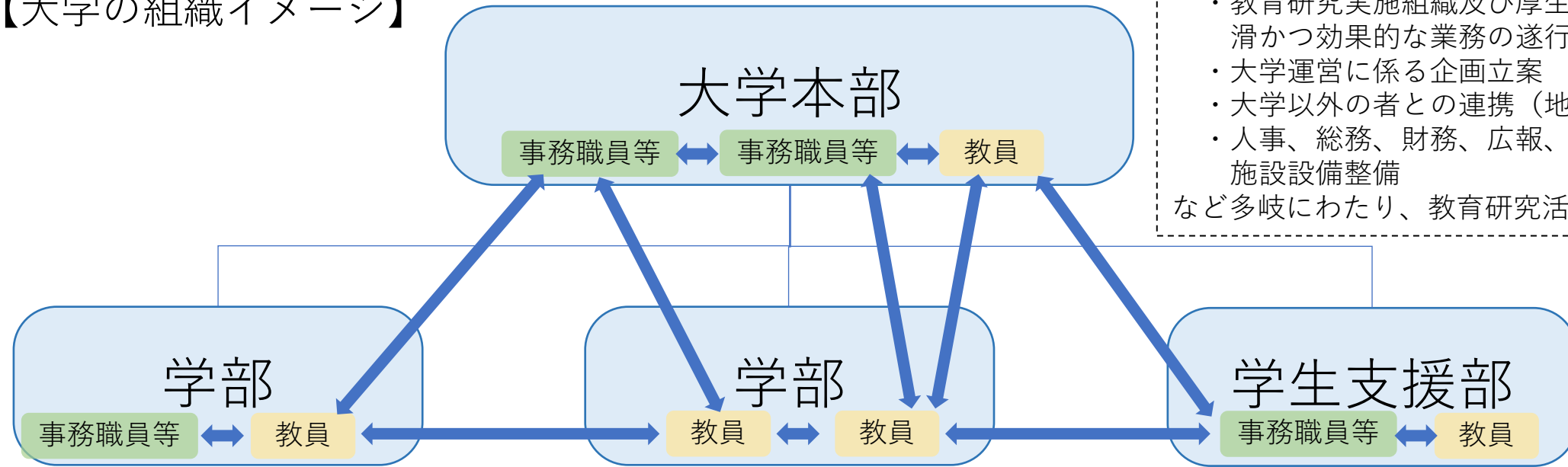
4 大学は、**教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務**を行うため、**専属の教員又は事務職員等**を置く組織を編制するものとする。

5～7 [略]

教育研究実施組織等の改正は、学位プログラムの実施や見直しなどの教育研究活動等を行うに当たり、大学の組織機能の明確化や教員と事務職員等相互の役割分担、協働、責任の明確化等を目的としたものです。

- 学部等の基本組織のような「Organization」を指すものではなく、「System」を指すものであり、**新たな「組織」を設けることを求めるものではありません。**
- 改正前と同様、既存の学内組織において、教員・事務職員等の役割・機能の関係性等が、学内規程等において総合的に担保されることが求められます。

【大学の組織イメージ】



今日の大学の**事務組織の役割**は、

- ・教育研究実施組織及び厚生補導の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援
- ・大学運営に係る企画立案
- ・大学以外の者との連携（地域連携含む）
- ・人事、総務、財務、広報、情報システム、施設設備整備

など多岐にわたり、教育研究活動に密接に関連。

「専任の職員」 → 「専属の教員・事務職員等」と法令上の用語は変わりますが、それぞれの機能・役割を担う教職員を置くという従前の趣旨と変わりはありません。

厚生補導の機能は「課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等」であり、事務職員だけではなく教員も関わることもあることを明確化しています。

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- **基幹教員制度について**
- 指導補助者について
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について
- 教育課程等に係る特例制度について
- 経過措置について
- （参考）現行制度において、各大学の運用等で実施可能な取組例
- （参考）教学マネジメント・内部質保証の取組

基幹教員制度について

改正前

改正前の専任教員は、基準上「一の大学に限り、専任教員となる」「専ら当該大学における教育研究に従事する」としか定められておらず、各大学にとって専任教員としての登用では、慎重に判断せざるを得ない面があった。

審議まとめにおいて、「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定に当たり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認めることなどが提言。

改正後

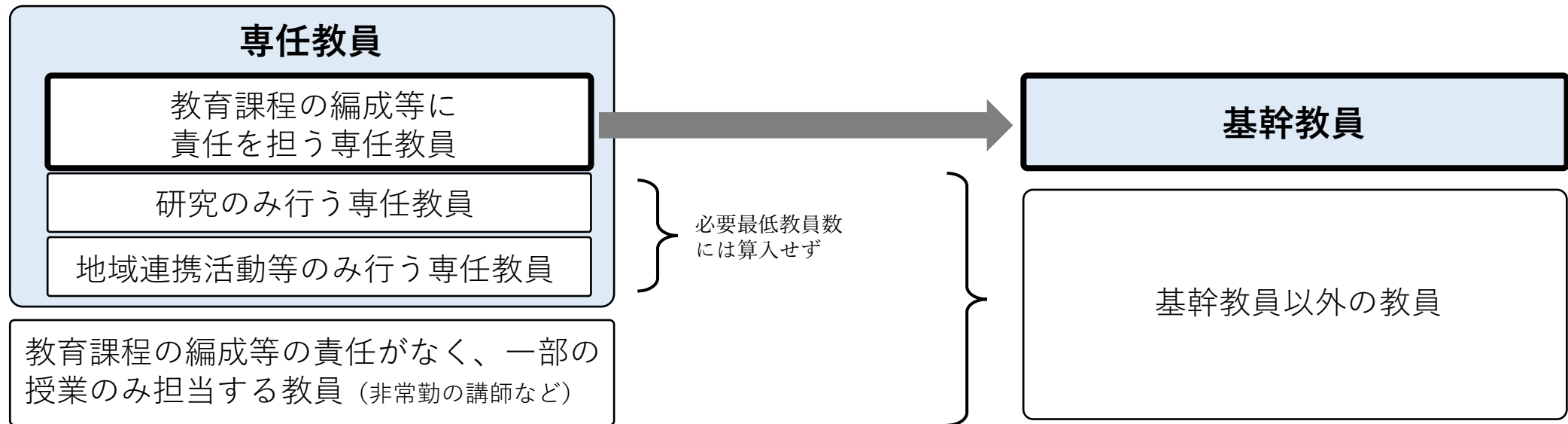
従前の設置認可審査における専任教員の考え方等も踏まえながら「基幹教員」として定義を明確化するとともに、必要最低教員数の算定においては、複数の大学・学部での算入も可能（4分の1まで）とすることなどを規定
→教員が十分に養成されていない成長分野等において、民間企業からの実務家教員の登用の促進や、複数大学等でのクロスアポイントメント等の進展が期待

（授業科目の担当）

第八条 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

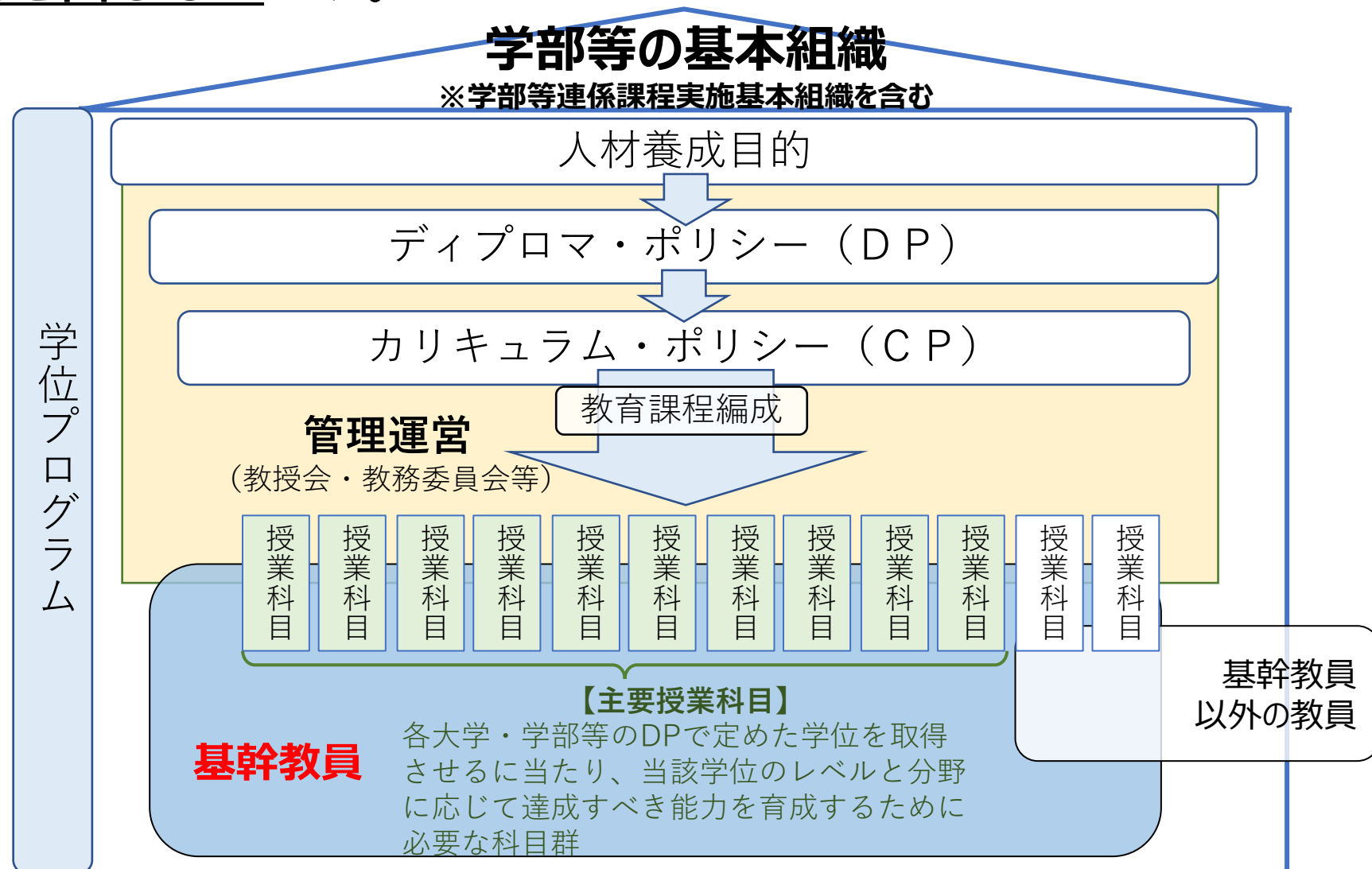
従来の専任教員と基幹教員との違い

- 今回新たに定義する「基幹教員」は、これまでの設置認可審査における専任教員の考え方や設置基準の別表で求める必要最低教員数の考え方に基づきながら、大学の各学位プログラムに責任を持つ教員として定義を明確化するものです。
- 従前も、専任教員として算入する場合、学位プログラムに責任を持つ立場かどうかは概念上求められていましたが、法令上明記されていませんでした。
- 学内で教育に携わっていた従前の学位プログラムに責任を有する「専任教員」は、引き続き設置基準上「基幹教員」として位置付けられるとともに、「一の大学に限り」とする規定を見直し、複数の大学・学部でも必要最低教員数に算入可能（4分の1以内）となります。



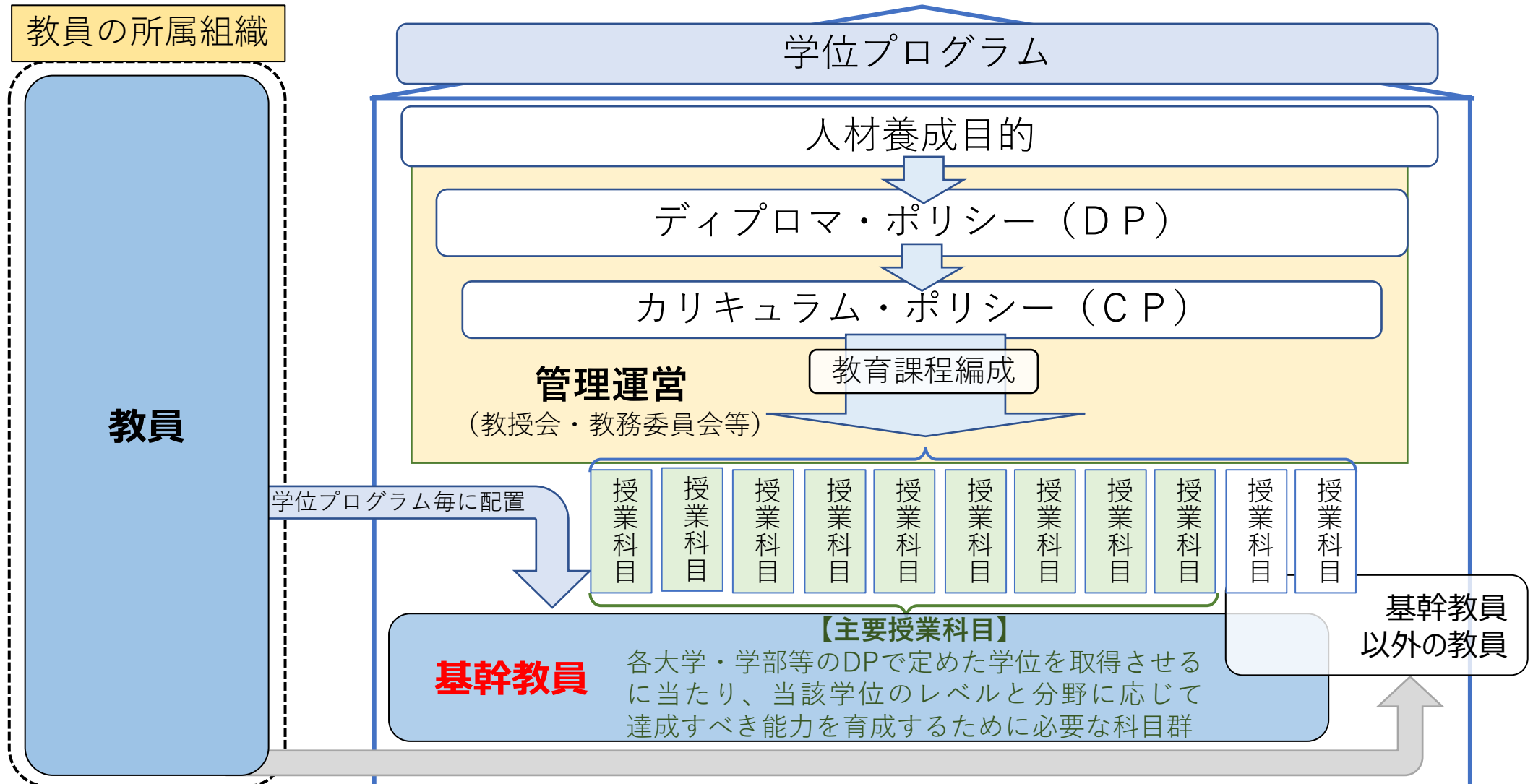
専任教員から基幹教員に改める理由

- ▶ 今回改める基幹教員制度は、本来専任教員が担っている「学位プログラム」の編成・実施やその不断の見直しなど、「学位プログラム」に係る教員の責任性の明確化を図るものです。



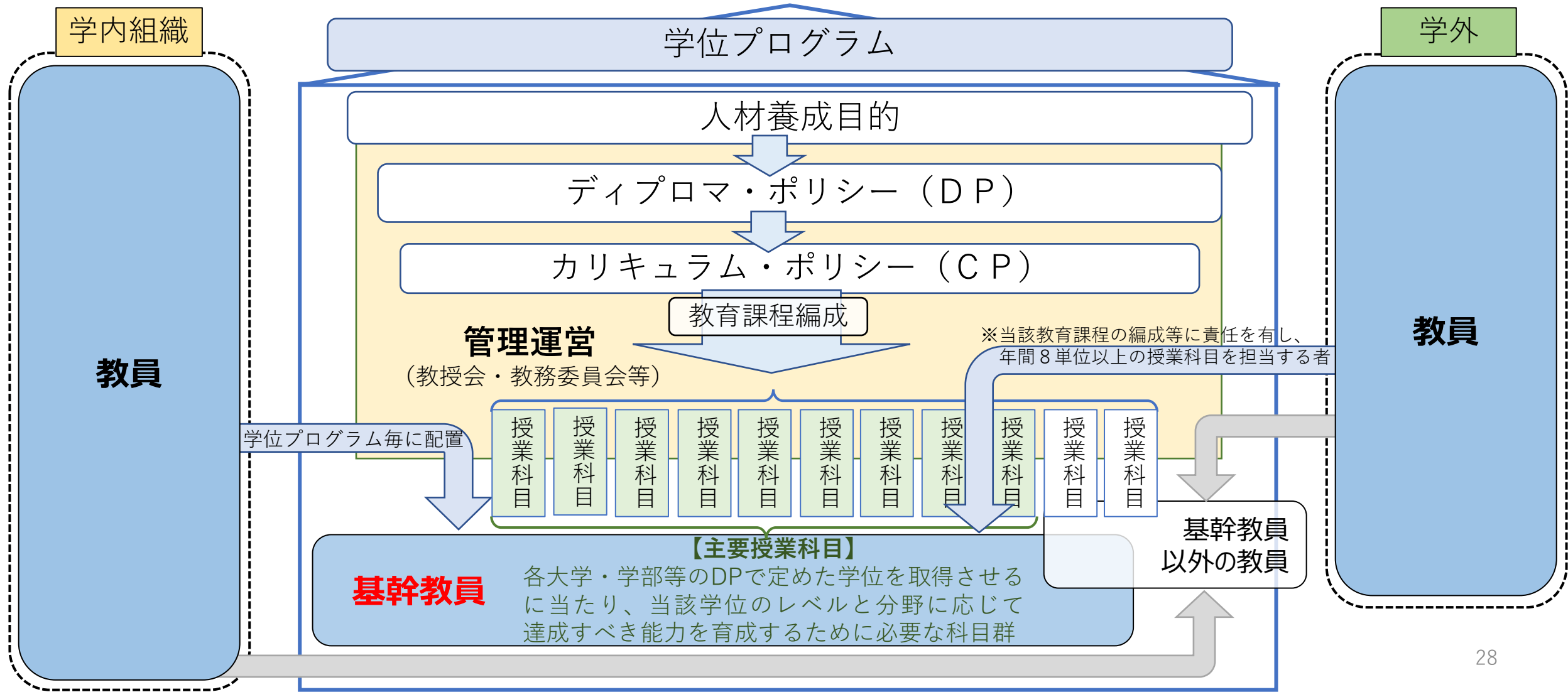
基幹教員と学位プログラムの関係

- 基幹教員制度は学位プログラムに対する責任性に基づく仕組みであり、学部型の学位プログラムだけではなく、いわゆる教教分離型の学位プログラムにも馴染むものです。



基幹教員制度の活用例①

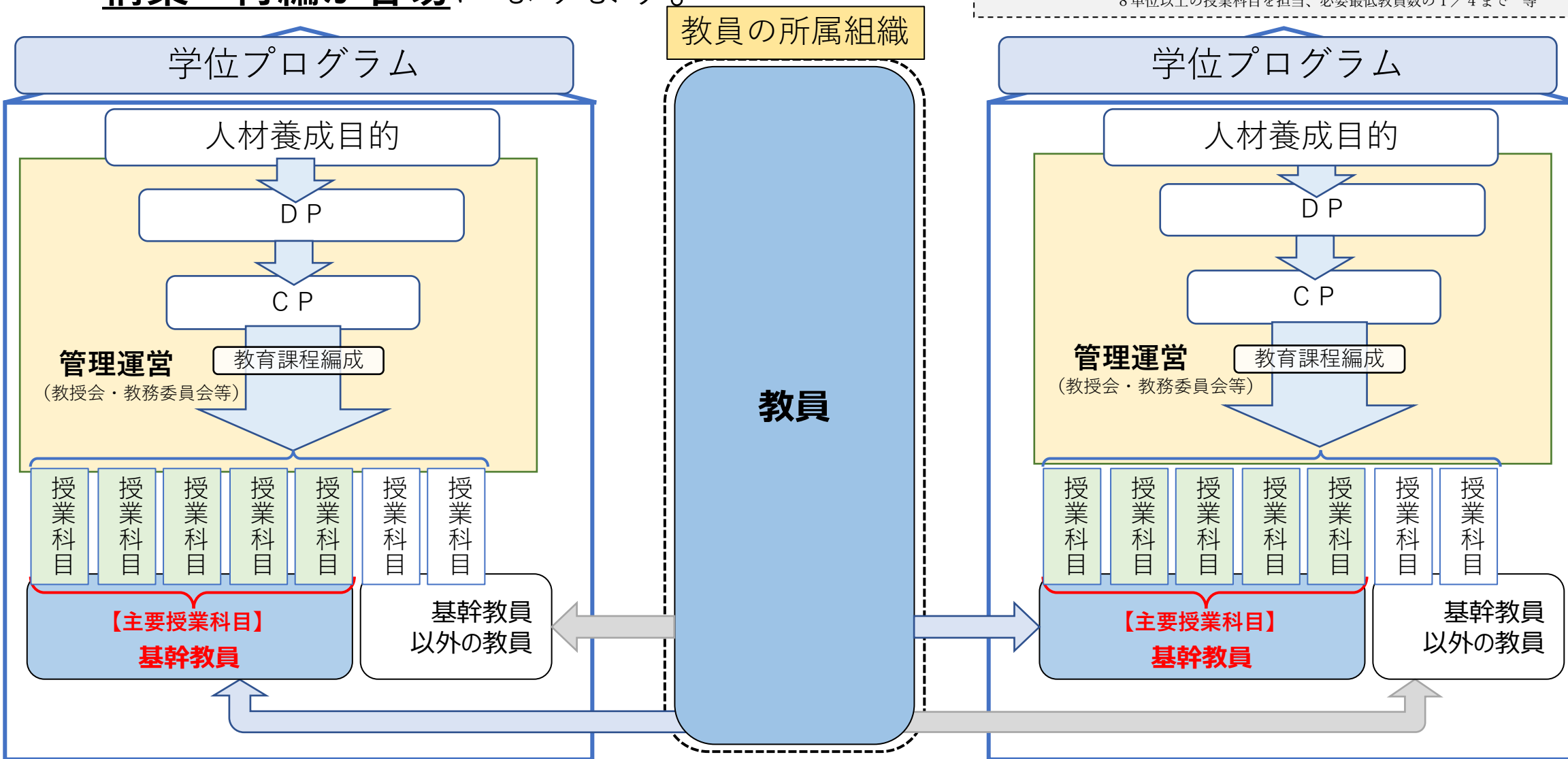
➤ 学内の教員だけでなく、学外の教員であっても学位プログラムに対し責任を有するなど、一定の要件を満たす教員は基幹教員となることができ、社会ニーズに対応した迅速で柔軟な学位プログラム編成が可能となります。



基幹教員制度の活用例②

- 学内の基幹教員についても、一定の条件の下^注で、複数の学位プログラムに従事することが可能となり、社会ニーズに応じた新たな学位プログラムの構築・再編が容易になります。

注：一定の条件…当該各学部^等の教育課程の編成等に責任を担い、各教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当、必要最低教員数の1/4まで 等



基幹教員の定義及び必要最低教員数の算出方法について

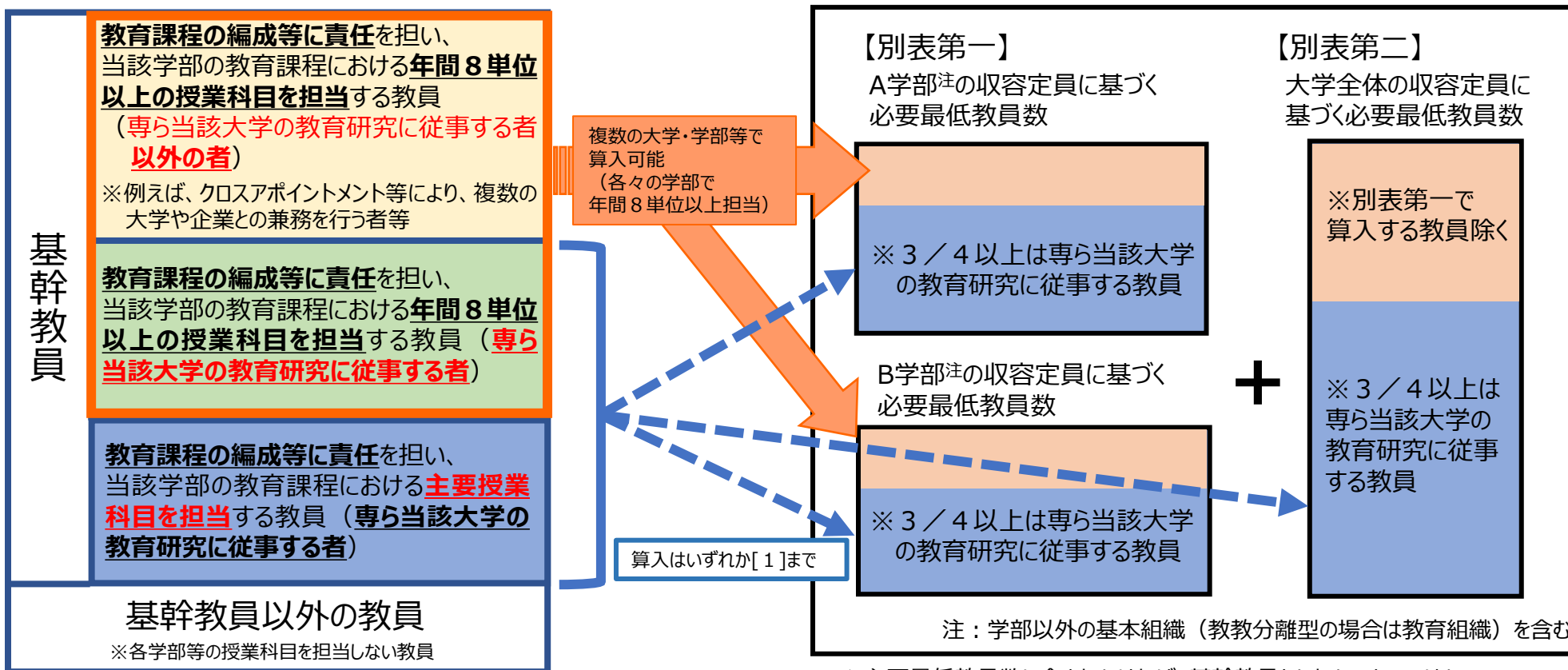
定義：以下の①及び②を満たす教員

①	教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員※1
②	(A) 当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員 (専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。※2)
	(B) 当該学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当する教員

右に記載の
A又はBの
いずれか

※1 教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について審議を行う会議に参画する者等を想定
※2 一の大学でフルタイム雇用されている者等(月額報酬20万円以上)を想定

教員(全体)



- ✓ 必要最低教員数に含まれなければ、基幹教員となれないものではない。
- ✓ 必要最低教員数を超える分については、特段制限なし。

(参考) 主要授業科目について

- 基幹教員の要件にも規定されている「主要授業科目」とは、各大学・学部等のDPで定めた学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するための必要な科目群のことを言います。
- いずれの授業科目が主要授業科目に当たるかについては、各大学・学部等で整理・判断いただくこととなります。

※主要授業科目の設定に当たっては、大学設置基準上、授業科目は必修科目、選択科目及び自由科目に分けて教育課程を編成することとされていることも踏まえつつ、各大学・学部等のDP、CP等に基づくこれらの区分別の科目の位置付けも勘案することが重要です。

(授業科目の担当)

第八条 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

2・3 [略]

(教育課程の編成方法)

第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

基幹教員の必要最低教員数の算出について（複数機関間）

基幹教員の要件	A大学経済学部			B大学商学部			算入方法
	① 教育課程 等の責任	②(A) 主要科目 専ら従事	②(B) 年間8単 位以上	① 教育課程 等の責任	②(A) 主要科目 専ら従事	②(B) 年間8単 位以上	
ケース1	○	○	×	×	/	×	◆A大学(経) → 3/4以上の「専ら…従事する教員」の数に算入
ケース2	○	○	×	○	/	○	◆A大学(経) → 3/4以上の「専ら…従事する教員」の数に算入 ◆B大学(商) → 1/4以内の複数算入枠に算入
ケース3	○	○	○	○	/	○	◆A大学(経) → 3/4以上の「専ら…従事する教員」の数に算入又は1/4以内の複数算入枠に算入 ◆B大学(商) → 1/4以内の複数算入枠に算入
ケース4 企業等に専ら従事し、いずれの大学にも専ら従事しない場合	○	×	○	○	×	○	◆A大学(経) → 1/4以内の複数算入枠に算入 ◆B大学(商) → 1/4以内の複数算入枠に算入

※ 複数算入枠に理論上の上限はありませんが、適切な教育研究活動等が行われるよう教員のエフォート管理に注意が必要です。

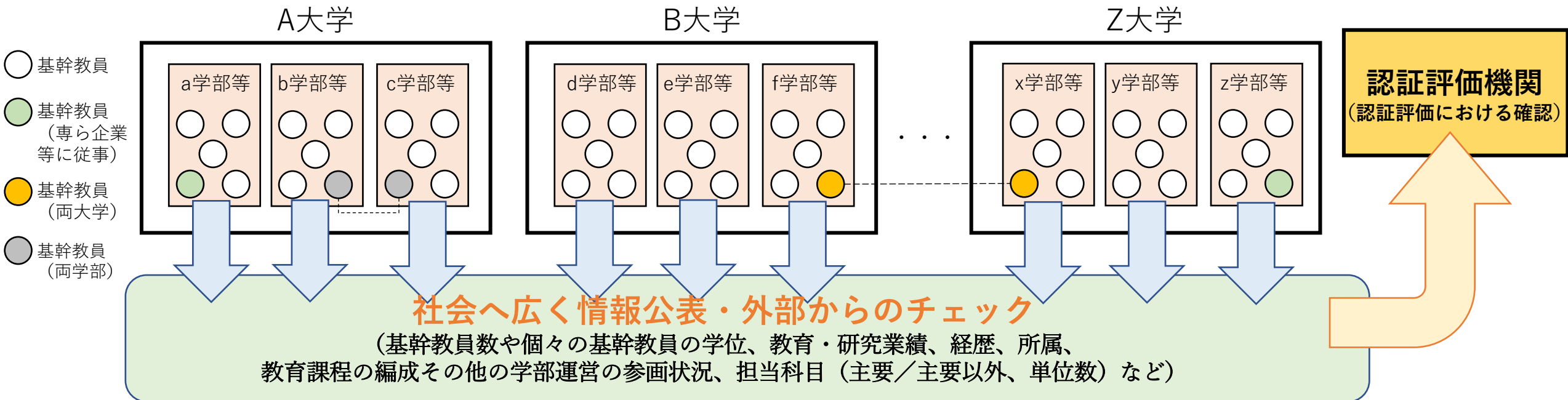
基幹教員の必要最低教員数の算出について（同一大学内）

- 同一大学内の一の学部で「専ら…従事する教員」として算入した場合、仮に要件を満たしていても、他の学部で必要最低教員数に含まれる基幹教員として算入することはできません。
- 「専ら…従事する教員」に当たるかどうかは、学部単位ではなく、大学単位で判断することに注意が必要です。

	A大学						算入方法
	理学部			農学部			
基幹教員の要件	① 教育課程等の責任	②(A) 主要科目専ら従事	②(B) 年間8単位以上	① 教育課程等の責任	②(A) 主要科目専ら従事	②(B) 年間8単位以上	
ケース1	○	○	×	×	○	×	◆ 理学部 → 3/4以上の「専ら…従事する教員」の数に算入
ケース2	○	○	×	○	○	○	◆ 理学部又は農学部のいずれか一の学部 → 3/4以上の「専ら…従事する教員」の数に算入 ※理学部において「専ら…従事する教員」の数に算入し、農学部において複数算入枠に算入することは不可
ケース3	○	○	○	○	○	○	◆ 理学部又は農学部のいずれか一の学部 → 3/4以上の「専ら…従事する教員」の数に算入 又は ◆ 理学部及び農学部の両学部 → 1/4以内の複数算入枠に算入 ※理学部又は農学部において「専ら…従事する教員」の数に算入し、他方の学部で複数算入枠に算入することは不可

※ 複数算入枠に理論上の上限はありませんが、適切な教育研究活動等が行われるよう教員のエフォート管理に注意が必要です。

基幹教員に係る情報公表を通じた質保証（イメージ）



○質保証システム部会審議まとめ（令和4年3月）抜粋

【基幹教員に係る留意事項】

教育研究の質の低下を招かないよう、学内及び学外での兼務の際の取扱いやその際の条件については制度化に当たり留意する必要。また、大学の教育研究体制等への影響も踏まえ、各大学において基幹教員（仮称）の情報（学位、教育及び研究業績、経歴など）を常時公表し、外部からの検証が受けられるようにするなど、データやエビデンスに基づく分析等を行うことができるようにすることが求められる。

【情報公表制度に関する改善・充実の方向性】

- 認証評価における情報公表に関する評価を実施するに当たっては、「教学マネジメント指針」において
 - （1）「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例
 - （2）学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例
 のうち「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と整理されたものについては、当該指針を踏まえて確認を行うこととする。

【参考】教員等に係る情報公表に関する現行法令

■学校教育法施行規則

第172条の2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

◆学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成22年6月施行通知）

第一 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正の概要と留意点

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。（第3号関係）

その際、教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。

各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。

■学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

第1条

2 前項に定めるもののほか、法第109条第2項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

へ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。

【参考】 労務契約等の関係について

- ・ 基幹教員が複数の機関に雇用される場合、兼業とクロスアポイントメント制度（在籍型出向）のスキームの活用が想定されます。
- ・ 兼業のスキームを活用する場合、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（令和4年7月8日改訂版 厚生労働省）やモデル就業規則等が以下の厚生労働省ホームページで示されていますのでご参考ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

- その際、被雇用者側（基幹教員）は、自身による就業時間や健康管理、職務専念義務、秘密保持義務、競業避止義務へ意識する必要があることや雇用保険等の適用がない場合があることなどにご留意ください。また、労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険の取扱について上記ガイドラインをご参照ください。
 - 雇用者側（大学）は、必要な就業時間の把握・管理や健康管理への対応、職務専念義務、秘密保持義務、競業避止義務をどう確保するかという懸念への対応が必要となります。なお、労働基準法の労働時間規制、労働安全衛生法の安全衛生規制等を潜脱するような形態や、合理的な理由なく労働条件等を労働者の不利益に変更するような形態で行われる副業・兼業は、認められないことなどにご留意ください。
- ・ クロスアポイントメント制度を活用する場合、「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点【追補版】」（令和2年6月26日 経済産業省・文部科学省）等が以下のホームページで示されていますのでご参考ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/mext_00750.html

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/cross_appointment.html

- クロスアポイントメント制度は、従来から実施されている在籍型出向の制度に関して、教員・研究者が二つ以上の機関に雇用されつつ、一定のエフォート管理の下で、医療保険・年金や退職金等の面において教員・研究者に不利益が生じないような環境を整備する観点から、教員・研究者が出向元及び出向先機関の間で、それぞれと雇用契約関係を結び、各機関の責任の下で業務を行うことが可能となる仕組みとして関係省庁間で整理されたものです。
- 規定の整備や組織間・組織内調整など、具体的な実務については上記資料等をご参照ください。併せて、労務や利益相反等に関する留意点についてもご参照ください。

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- **指導補助者について**
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について
- 教育課程等に係る特例制度について
- 経過措置について
- （参考）現行制度において、各大学の運用等で実施可能な取組例
- （参考）教学マネジメント・内部質保証の取組

指導補助者について①

改正前

大学は、主要授業科目については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させることのみが規定。

審議まとめにおいて、教員だけではなく、TAなども授業に参画できるよう、大学設置基準上に、これらの教育補助者について明示的に規定することなどが提言。

改正後

当該大学の学生その他の大学が定める者に授業を補助させることができる旨などを確認的に規定

→TAなどの授業への参画が促進され、学生へのより手厚い指導体制が確保されることにより、より一層の教育の質向上が期待

(授業科目の担当)

第八条 [略]

2 [略]

3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

指導補助者について②

改正後

質保証の観点から、授業を補助させること等ができる当該大学の学生その他の大学が定める者について、研修を実施することを新たに義務付け。
また、教職協働の促進の観点から、改正前の大学設置基準上では離れた位置に規定されていたSD・FD関係の規定も集約。

（組織的な研修等）

第十一条 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- **授業期間について**
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について
- 教育課程等に係る特例制度について
- 経過措置について
- （参考）現行制度において、各大学の運用等で実施可能な取組例
- （参考）教学マネジメント・内部質保証の取組

一年間の授業期間について

改正前

一年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則としていた。

定期試験等の方法も多様化していることや、**1年間の授業期間（35週）に定期試験が概念上含まれることは明らか。**

改正後

改正前の「定期試験等の期間を含め」との規定を削除

（一年間の授業期間）

第二十二条 **一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。**

◎上記規定は、学則において改正前の規定を引用している大学も多く見受けられます。今回の改正に合わせて大学としての考え方を再整理するとともに、学則改正の要否について検討が必要となることが考えられます。

※ただし、本改正後に直ちに学則改正を行わない場合であっても、法令違反状態となるものではありません。

各授業科目の授業期間について

改正前

各大学は、原則として10週又は15週を授業期間とすることとされ、ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果があげることができると認められる場合、10週又は15週以外の授業期間を定めることも可能。

※いわゆる4学期制として、8週程度の期間を定める大学も存在。

教育再生実行会議等の提言において、国際化を通じた教育研究力の向上や、多様な学びの実現の観点から、学事暦・修業年限の多様化・柔軟化の促進が提言。

改正後

授業期間を10週又は15週を原則とするとの考え方を改め、大学の判断により多様な期間（8週、10週、15週を例示）が設定できること等を明確化

（各授業科目の授業期間）

第二十三条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(参考) 授業科目と単位について

現在、多くの大学で見られる「週1回授業＝2単位」を基本とする取扱いは慣行上のものであり、授業期間や単位数の見直しなどにより、授業科目を弾力的に実施することも可能。

(参考)

- 同時に履修する授業科目が過多であることにより、学生が授業内外の学修に集中できなければ、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を満たすことが困難となる。…学生が同時に履修する授業科目数についても、大胆に絞り込みを進めていくことが求められる。そのため、…学事暦の柔軟な運用による授業科目の週複数回実施に向けた検討に早急に着手していくことが求められる。（「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会）P18）

1週間の時間割イメージ（10科目履修の場合）

	月	火	水	木	金
1			ヨーロッパ政治史		
2	国際法特論		マクロ経済学		地域研究
3		グローバル社会論		メディア文化論	
4	市民参加論	国際関係論		国際政治学	
5				国際交流論	

1週間の時間割イメージ（4科目履修の場合）

	月	火	水	木	金
1	グローバル社会論(講義)			地域研究(演習)	
2	グローバル社会論(講義)	マクロ経済学(講義)			
3	地域研究(演習)	マクロ経済学(講義)		グローバル社会論(演習)	
4			国際政治学(講義)		
5			国際政治学(講義)		国際政治学(演習)

◎授業期間の設定や授業期間における授業科目数について、今回の改正を機に大学としての考え方を再整理し、必要に応じて見直しを検討いただくことも重要と考えられますので、学内での積極的なご議論をお願いします。

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- 授業期間について
- **単位の計算方法等について**
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について
- 教育課程等に係る特例制度について
- 経過措置について
- （参考）現行制度において、各大学の運用等で実施可能な取組例
- （参考）教学マネジメント・内部質保証の取組

単位の計算方法について

改正前

1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とした上で、授業の方法に応じて単位数の計算方法の基準を定めていた。

- 一単位に必要な授業時間数
講義及び演習 → 15時間～30時間
実験、実習及び実技 → 30時間～45時間

授業方法の多様化が進む中で、授業方法によって単位の計算方法を定めることは、必ずしも合理的とは言えず、国際的にも類例が見当たらない。

改正後

1 単位に必要な授業時間数について、授業方法別に基準を定めた規定を廃止

※単位制度自体は変更なし（1単位＝授業外学修も含めた45時間の学修を標準とすることは維持）

※医療関係職種養成所指定規則等では、1単位当たりの実験、実習及び実技の授業時間の下限が改正前と同様の30時間とすることとされたことに注意が必要

→様々な授業方法を柔軟に組み合わせた授業科目の設定も可能に

(単位)

第二十一条 [略]

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

3 [略]

◎上記規定は、学則において改正前の規定を引用している大学も多く見受けられます。今回の改正に合わせて大学としての考え方を再整理するとともに、学則改正の要否について検討が必要となることが考えられます。

※ただし、本改正後に直ちに学則改正を行わない場合であっても、法令違反状態となるものではありません。

単位の授与について

改正前

大学は一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとしていた。

※ただし、卒業研究等の授業科目については、試験以外の方法として、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる例外規定あり

従来、「試験」にはレポートなど多様な学修評価方法を含むと整理している一方、例外規定との関係で、「試験」による評価方法が限定的に受け止められることも懸念。

改正後

従来の整理に即し、レポート等も含めた多様な学修評価方法により、単位を与えることを明確化

(単位の授与)

第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、**試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。**

◎上記規定は、学則において改正前の規定を引用している大学も多く見受けられます。今回の改正に合わせて大学としての考え方を再整理するとともに、学則改正の要否について検討が必要となることが考えられます。

※ただし、本改正後に直ちに学則改正を行わない場合であっても、法令違反状態となるものではありません。

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- **卒業要件の明確化について**
- 校地、校舎等の施設及び設備について
- 教育課程等に係る特例制度について
- 経過措置について
- （参考）現行制度において、各大学の運用等で実施可能な取組例
- （参考）教学マネジメント・内部質保証の取組

卒業要件の明確化について

改正前

大学の卒業の要件については、「大学に4年以上在学」する修業年限に係る要件と「124単位以上を修得する」等の単位量に係る要件が規定。

審議まとめにおいて、修業年限は『おおむね4年』の期間を指すものであり、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化することが提言。

改正後

「大学に四年以上在学し」の規定を削除するなどの改正を行う

※修業年限は厳密に4年間在籍することを求めるものではないことについては、通知でも明確化
※学校教育法第87条の「大学の修業年限は、四年とする。」との規定は改正なし。

→例えば、9月入学をした学生が、学期の区分に従い7月に大学を卒業し、サマースクールに参加後に、同年9月に海外の大学院に進学することなども解釈上の疑義なく可能に

※学期の区分は、学則への記載事項（学校教育法施行規則第4条第1項第1号）

（卒業の要件）

第三十二条 卒業の要件は、**百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。**

2～6 [略]

◎上記規定は、学則において改正前の規定を引用している大学も多く見受けられます。今回の改正に合わせて大学としての考え方を再整理するとともに、学則改正の要否について検討が必要となることが考えられます。

※ただし、本改正後に直ちに学則改正を行わない場合であっても、法令違反状態となるものではありません。

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- **校地、校舎等の施設及び設備について**
- 教育課程等に係る特例制度について
- 経過措置について
- （参考）現行制度において、各大学の運用等で実施可能な取組例
- （参考）教学マネジメント・内部質保証の取組

校地、校舎等の施設及び設備について①

改正前

校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとされていたほか、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に、運動場を設けるものとされ、体育館も原則必置とされていた。

審議まとめにおいて、空地は、教員と学生、学生同士の交流の場として再整理することとされ、運動場等は各大学の実情や必要性に応じて整備を行うべき施設とすることとされた。

改正後

- 校地（空地）について、教員と学生、学生同士の交流の場としての役割についても明確化
- 運動場・体育館等のスポーツ施設、講堂、寄宿舍・課外活動施設等の厚生補導施設について、必要に応じ設ける施設として一般化

（校地）

第三十四条 校地は、**学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち**、校舎の敷地には、学生が**交流、休息**その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

2・3 [略]

（運動場等）

第三十五条 大学は、学生に対する**教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ**、**運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。**

校地、校舎等の施設及び設備について②

改正前

校舎には、教室及び研究室のほか、学長室、会議室その他の専用の施設を備えることとされていたほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えることなどとされていた。

各大学の施設設備は、旧来と異なり複合的な機能を有する形で整備されることも増える中、審議まとめにおいて、校舎等施設は多面的な使用も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直すこととされた。

改正後

- ・ 教育研究上の機能として必要となる教室、研究室等は列記しつつ、大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとするを規定
- ・ 研究室の整備は基幹教員に加え、従来の授業を担当しない専任教員も対象に

(校舎)

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。

2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。

3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。

4 [略]

校地、校舎等の施設及び設備について③

改正前

大学は、図書、学術雑誌等の資料を図書館を中心に系統的に備えるものとされ、図書館には閲覧室、整理室等を備えるものとされるなど、利用者が直接来館することを前提として規定。

審議まとめにおいて、「『図書』や『雑誌』等の表現については『教育研究に必要な資源』とするなど電子化やIT化を踏まえた規定に再整理する」こととされた。

改正後

図書館を中心に系統的に整備する資料の例示として、電子ジャーナル等を念頭に「電磁的方法により提供される学術情報」を加えるほか、図書館に閲覧室、整理室等を備えることを求める規定を削除するなどの改正を行う
→紙の図書のみを想定したような規定は見直し、電子ジャーナル等を含めた教育研究上必要な多様な資料の整備促進等が期待

(教育研究上必要な資料及び図書館)

- 第三十八条 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。
- 2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上の資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。
 - 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について
- **教育課程等に係る特例制度について**
- 経過措置について
- （参考）現行制度において、各大学の運用等で実施可能な取組例
- （参考）教学マネジメント・内部質保証の取組

教育課程等に係る特例制度について

改正前

大学は、設置基準に定める教育課程、施設設備等の基準に基づき教育研究活動を行うことが求められている。

審議まとめにおいて、「大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を新設する」とされた。

改正後

内部質保証等の体制が十分機能していること等を要件として、教育課程等に係る特例対象規定の一部又は全部によらないことができる特例制度を新設
→基準によらない大学の創意工夫に基づく先導的な取組の促進と、その効果検証を踏まえ、今後の大学設置基準の改善等につながることが期待

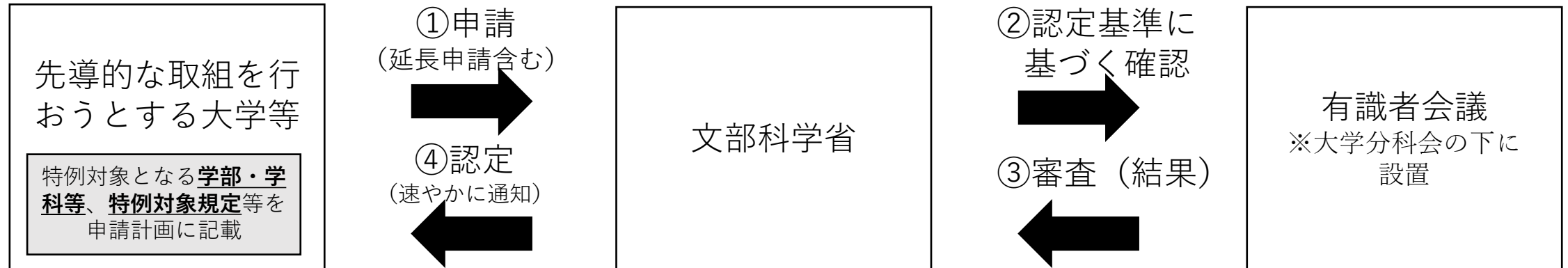
第五十七条 この省令に定める教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第十九条第一項、第二十二條、第二十八條、第二十九條第二項、第三十條第四項、第三十二條第五項若しくは第六項、第三十七條、第三十七條の二、第四十一條第三項（基幹教員数に係る部分を除く。）、第四十二條の八、第四十五條第一項から第三項まで、第四十七條、第四十八條、第五十二條第二項、第五十四條第一項若しくは第二項、第五十六條の六又は第五十六條の七第二項若しくは第三項の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

2 教育課程等特例認定大学（前項の規定により認定を受けた大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

教育課程等に係る特例制度の申請・認定スキーム（イメージ）

- ・教育課程等に係る特例制度の活用を希望する大学の学長は、文部科学省への申請が必要となります。
- ・大学は、申請書に申請計画書その他文部科学大臣が別に定める書類（適合認定を示す書類、内部質保証に係る書類、情報公表を行っている事実関係を示す書類等注）を添えて申請し、有識者会議において認定基準（※次ページ参照）に基づく確認・審査が行われ、その結果を踏まえて、文部科学大臣が認定を行います。

注：インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には省略可能



教育課程等に係る特例制度の認定基準について

- ・ 大学の申請後は、有識者会議において、以下の認定基準に基づき確認・審査が行われます。
- ・ 認定基準は機関としての要件と先導的な取組に係る要件で構成され、後者は特に、先導的な取組を行う必要性や実施する教育組織（学部等）、実際に活用する特例対象規定、具体的な実施内容、実行可能性などを申請計画書上に明記していただくことが必要となります。

【認定基準】

機関としての要件

- ・ 自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
- ・ 申請日の直近の認証評価において適合認定（分野別認証評価を除く）を受けていること
- ・ 申請の日前五年以内に次のいずれにも該当しないこと
 - － 法令の規定、寄附行為、定款等に違反したこと
 - － 財政状況が健全でなくなったこと
 - － 上記のほか、教育条件・管理運営が適正を欠くに至ったこと

先導的な取組に係る要件

- ・ 申請計画書において、次に掲げる事項が明らかにされていること及びその内容が確実に実施されると見込まれること
 - － 申請目的
 - － 先導的な取組として特例対象規定の全部または一部によらない教育（先導的な教育）を行う学部等
 - － 先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定
 - － 先導的な教育の実施内容
 - － 先導的な教育を行わない場合に比して、教育研究水準の向上に資する取組である根拠
 - － 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置
 - － 実施予定期間
 - － 先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画

特例対象規定について

- **大学設置基準は全ての大学に対する最低基準という性質を持つものであり、教育課程等の特例制度において、同基準の全ての規定が対象となるわけではありません。**
- **以下に掲げる「特例対象規定」が対象となり、大学は、先導的な取組を実施する「学部等」において適用を必要とする規定（※その必要性も含め）を申請計画書に記載して、申請することが必要となります。**

【特例対象規定】

第19条第1項（授業科目の自ら開設の原則）

第22条（1年間の授業期間）

第28条・第29条第2項・第30条第4項（単位互換等の60単位上限）

第32条第5項（遠隔授業の60単位上限）

第32条第6項（連携開設科目に係る30単位上限）

第37条・第37条の2（校地・校舎面積基準）

第41条第3項（学部等連係課程実施基本組織に係る校舎面積等 ※基幹教員数に係る部分を除く。）

第42条の8（入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定）

第45条第1項から第3項まで（共同学科に係る卒業要件の単位修得要件）

第47条・第48条（共同学科に係る校地・校舎面積）

第52条第2項・第54条第1項・第2項（国際連携学科の共同開設科目に係る単位修得要件）

第56条の6・第56条の7第2項若しくは第3項（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地・校舎面積）

特例の対象となる範囲等について①

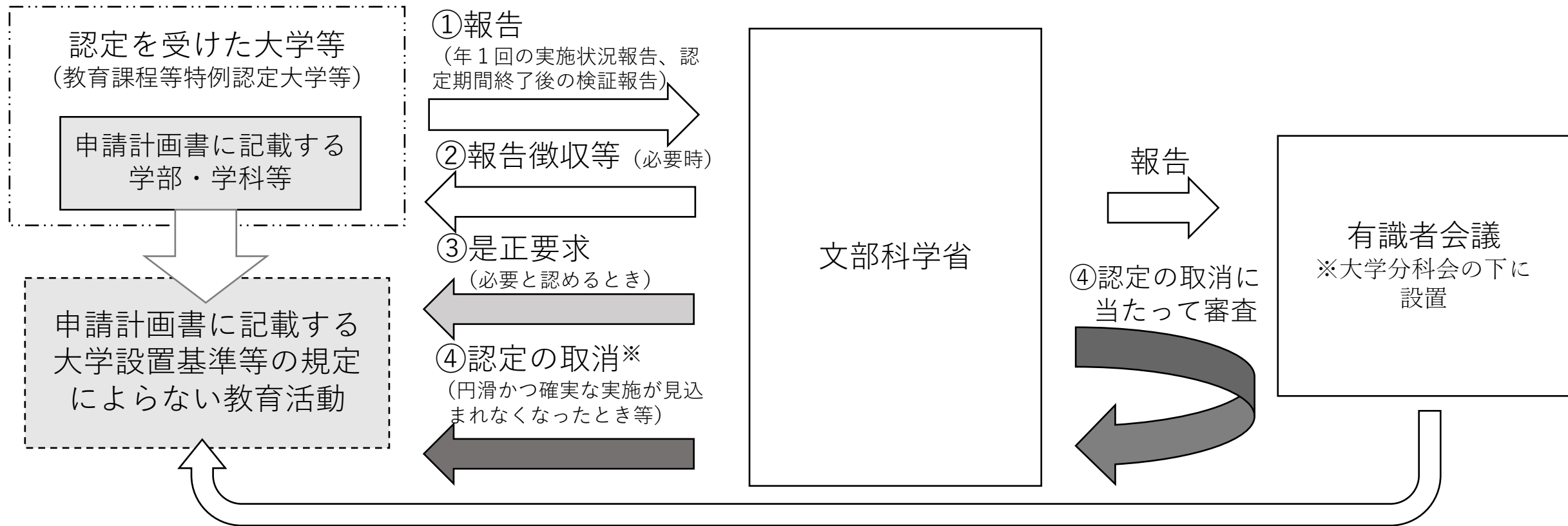
- 教育課程等の特例制度の認定を受けた大学（教育課程等特例認定大学）は直ちに学内全ての組織で、全ての特例対象規定によらない教育活動が行えるわけではありません。
 - ➔ 自ら申請した「学部等」「特例対象規定」と、認定を受けた「認定期間」の範囲内で、先導的な取組の実施が可能となります。
 - ➔ 申請されていない他の「学部等」や「特例対象規定」は対象外となりますので、他の学部等も対象とすることを希望する場合は申請時に含めるか、別申請としていただくことが必要となります。
- また、教育課程等特例認定大学は、
 - 在学生や入学希望者等に対する配慮の観点から、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表することが必要となります。
 - 併せて、認定期間終了後の検証報告に向けて、先導的な取組を実施する中で、自ら申請した当該取組を通じて得られる教育効果の検証に係る計画に基づく検証活動を行うことが必要となります。

特例の対象となる範囲等について②

- 有識者会議における審査等の結果により、認定に条件を付したり、申請内容を変更することが求められることがあります。
- 認定後、計画変更を行う場合、
 - 特例対象となる「学部等」、「特例対象規定」を変更しようとするときは文部科学大臣の認定が必要となります。
 - それ以外の事項について変更する場合は事前届出（軽微なものを除く）が必要となります。
- 「認定期間」の終了後、教育課程等特例認定大学において実施された先導的な取組について検証報告を行っていただきますが、
 - 経過措置として、当該先導的な取組を実施している学部等に在学している学生がいる間は当該取組を実施することは可能です。
 - また、延長を希望する場合は延長申請をすることが可能です（有識者会議による審査等を経て再認定）。

認定後のスキームについて (イメージ)

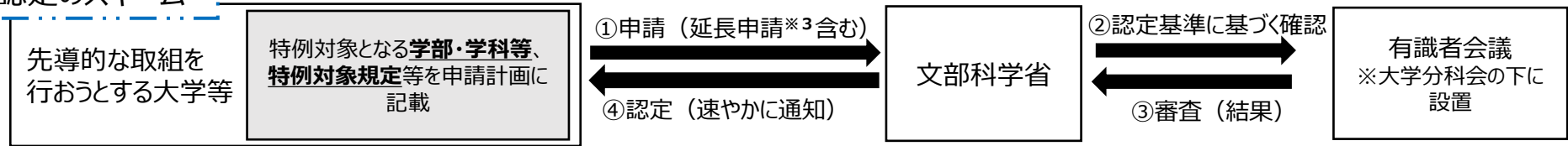
- ・認定後は年1回の実施状況報告が必要となります。(認定期間終了後、検証結果を報告)
※提出された実施状況報告等は、文部科学省のホームページ等において公表予定
- ・必要に応じ、文部科学省(有識者会議含む)からの報告徴収等や是正要求、認定の取消、助言・フォローアップ等が行われることがあります。



※ 認定を取消した場合の経過措置として、認定期間中に先導的な教育を行う学部等において先導的な教育を受けている学生が在籍している間は、先導的な教育を継続することが可能

教育課程等に係る特例制度について

申請・認定のスキーム



①申請

・認定を受けようとする大学等の学長は、申請書に申請計画書その他文部科学大臣が別に定める書類^{※1※2}（適合認定を示す書類、内部質保証に係る書類、情報公表を行っている事実関係を示す書類等）を添えて申請

※1 申請計画書において、（1）申請目的、（2）先導的な取組として特例対象規定の全部または一部によらない教育（先導的な教育）を行う学部等、（3）先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定、（4）先導的な教育の実施内容、（5）先導的な教育を行わない場合に比して、教育研究水準の向上に資する取組である根拠、（6）学生に対する適切な配慮のための具体的な措置、（7）実施予定期間、（8）先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画、を明らかにする

※2 インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には提出の省略が可能

②認定基準に基づく要件確認

・文部科学大臣は、申請があった場合には、有識者会議（※大学分科会の下に置くことを想定）の審査を経て、当該申請に係る認定を決定

【認定基準】

- ・申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること
- ・自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
- ・不適合要件に該当しないと有識者会議で認められること
- ・申請計画書において、上記※1の内容が明らかにされていること及びその内容が確実に実施されると見込まれること

【特例対象規程の一例】

- ・第19条第1項（自ら開設の原則）
- ・第28条、第29条第2項及び第30条第4項（単位互換等の60単位上限）
- ・第32条第5項（遠隔授業の60単位上限）
- ・第37条（校地面積基準）、第37条の2（校舎面積基準）

③有識者会議における審査（結果）

- ・先導的な教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる
- ・認定を行う場合においては、申請計画書において大学等が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定める

④認定

・認定後、申請大学等の学長に対し、速やかにその結果を通知（併せて、文部科学大臣はインターネット等によりその旨を公示）

※3 延長申請：認定を受けた大学等（教育課程等特例認定大学等）が認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、当該認定期間を延長することができる

認定後のスキーム

大学が行うこと

○報告

- ・年1回の実施状況報告
- ・認定期間終了後の検証報告

文部科学省・有識者会議が行うこと

- 報告徴収等（必要時）
- 是正要求（必要と認めるとき）
- 認定の取消
（円滑かつ確実な実施が見込まれなくなったとき等）
- 分析、大学への助言・フォローアップ

特記事項

- 認定の取消に当たっては有識者会議で審査し、認定取消した場合の経過措置として、認定期間中に先導的な教育を行う学部等において先導的な教育を受けている学生が在籍している間は、先導的な教育を継続することが可能
- 申請計画書に記載する特例対象となる学部等、特例対象規定を変更しようとするときは文部科学大臣の認定を、それ以外の事項について変更する場合は事前届出（軽微なものを除く）を要する。

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について
- 教育課程等に係る特例制度について
- **経過措置について**
 - （参考）現行制度において、各大学の運用等で実施可能な取組例
 - （参考）教学マネジメント・内部質保証の取組

経過措置について

- ・ 令和6年度開設予定の設置認可申請の審査において、改正後の規定の適用が可能となるよう、今回の改正の施行期日は令和4年10月1日としています。
- ・ 他方で、既設の大学等において、改正に伴う急激な影響を受けないよう、以下の経過措置を設けています。
 - 現に設置されている大学等に対する「基幹教員」「校舎」「研究室」の規定の適用については、従前の例によることができること。（特に期限はありません。）
 - 施行時に設置認可審査を受けている申請（令和5年度開設等）や施行日前の設置等に係る届出については、施行前の規定を適用すること。
 - 令和6年度に行おうとする設置等の認可の申請に係る審査や令和5年度・令和6年度に行おうとする設置等の届出については、大学等の選択により、施行前の規定を適用することも施行後の規定を適用することも可能であること。
 - 令和7年度に行おうとする設置等の認可の申請や届出については、施行後の規定を適用すること。（ただし、改組を一部の組織（学部・学科等）で行う場合であっても、大学の組織全体に改正後の規定が適用されるため、改組に当たっては事前に全学的な確認・準備が必要です。）

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について
- 教育課程等に係る特例制度について
- 経過措置について
- **(参考) 現行制度において、各大学の運用等で実施可能な取組例**
- (参考) 教学マネジメント・内部質保証の取組

大学の判断・運用で可能な教育活動の展開（例①）

学部等の設置・変更であって、
学位の種類（学士・修士・博士等）の変更や
学位の分野（文学関係等）の追加を伴わないもの

設置認可審査を経て各大学に認められた分野の範囲
 内であれば、各大学の判断で機動的に、
融合領域を含め、新たな学位プログラムの実施
（学部等の設置含む）が可能

※ ただし、学科以上の組織設置や新たな学位名で出すコースやプログラムなどに関しては届出が必要。また、大学の総収容定員の増を伴う場合は認可が必要。

（届出設置による例）

【理学関係】環境科学部
 【工学関係】工学部



【理学関係、工学関係】「情報データ科学部」の新設

■ 各大学が授与する学位の分野注は、通常、**1つ又は複数の分野で構成**（学士は以下19分野）
 【学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号）】

文学関係	教育学・保健学関係	法学関係	経済学関係	社会学・社会福祉学関係		
理学関係	工学関係	農学関係	獣医学関係	医学関係	歯学関係	薬学関係
家政関係	美術関係	音楽関係	体育関係	保健衛生学関係（看護学関係）		
保健衛生学関係（リハビリテーション関係）		保健衛生学関係（看護学・リハビリテーション関係を除く。）				

【参考】学位の分野を記載した資料例
 （設置認可申請書類）

別記様式第2号（その2の1） （用紙：日本産業規格A4用紙型）

教育課程等の概要										
（〇〇学部〇〇学科等）										
科目区分	授業科目の名称	配当単位数	単位数			専任教員等の配置				備考
			必修	選択	自由	専任	准専任	助教	助手	
〇〇科目										
小計（科目）										
合計（36科目）										
学位又は符号		学士（法律学）		学位又は符号		法学関係				
卒業要件及び履修方針 必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 （履修科目の総数の上限：44単位（年間）） なお、専門応用科目の選択科目のうち、〇〇法、〇〇法、〇〇法から2単位を選択必修とする。										
1学年の学期区分		2学期		1学期の授業期間		15週				
1時間の授業時間		90分								

学位の分野を記載
 （複数分野で構成する場合は列挙）

注：上記19分野のうちから主となる学位の分野を特定できない場合は、「学際領域」。
 注：学位規則第10条に規定する、専攻分野に付記する名称（例：学士（〇〇学）等）とは異なるものであることに留意

大学の判断・運用で可能な教育活動の展開（例②）

- 大学は、自らの判断で、学位に適切な「専攻分野の名称」を付記（学士（○○）等）することとなっている。【学位規則第10条】
 - また、付記する専攻分野の名称のあり方について、日本学術会議から各大学に対し、以下改善を提案。「学士の学位に付記する専攻分野の名称のあり方について」（平成26年9月日本学術会議報告）
- ※なお、付記する「**専攻分野の名称**」は、各大学が授与することのできる「**学位の分野**」とは異なるものであることに留意。【学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号）】

【日本学術会議報告における改善提案】

- ① 特定の学問分野の枠組みを超えて独自の対象を学修の主題とする教育分野では、学位に付記する専攻分野の名称を、必ずしも「○○学」と称する形を採る必要はなく、むしろ学修の主題自体を直截に表記するという観点から定めることも容認されるべきである。
- ② 学部・学科の組織名称と学位に付記する専攻分野の名称は同一でなくてもよい。
- ③ 複数の語を組み合わせた専攻分野の名称の意味をできるだけ明確化する。
- ④ 分かりやすく、単純で、かつ同様の内容を提供する他大学の教育課程とも共通性のある表現を用いる。

学位の英文表記に関しては、日本の大学が授与する学位の国際性を確保するため、英文表記の構造に則り以下を基本的な考え方として示す。（① of ② in ③ の階層構造を念頭に置いた表記にすることが望ましい。）

- ① 「学士」に対する英文は **Bachelor** とすること
- ② 分野名は、学術的に広く認知されている分野の名称をもって充てること
- ③ 下位の専門として、教育課程で重点を置く分野を合わせて示すことも認められること

■ 各大学が設置認可審査を経て授与することのできる「**学位の分野**」（学士は以下の19分野）

※ 学位の分野は通常、1つ又は複数の分野で構成

文学関係	教育学・保健学関係	法学関係	経済学関係	社会学・社会福祉学関係	理学関係	工学関係	農学関係	
獣医学関係	医学関係	歯学関係	薬学関係	家政関係	美術関係	音楽関係	体育関係	保健衛生学関係（看護学関係）
保健衛生学関係（リハビリテーション関係）		保健衛生学関係（看護学・リハビリテーション関係を除く。）						

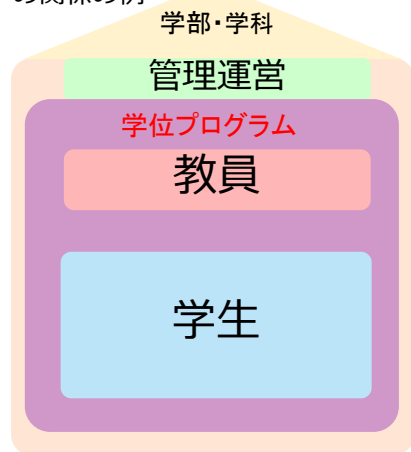
注：上記19分野のうちから主となる学位の分野を特定できない場合は、「学際領域」。

大学の判断・運用で可能な教育活動の展開（例③）

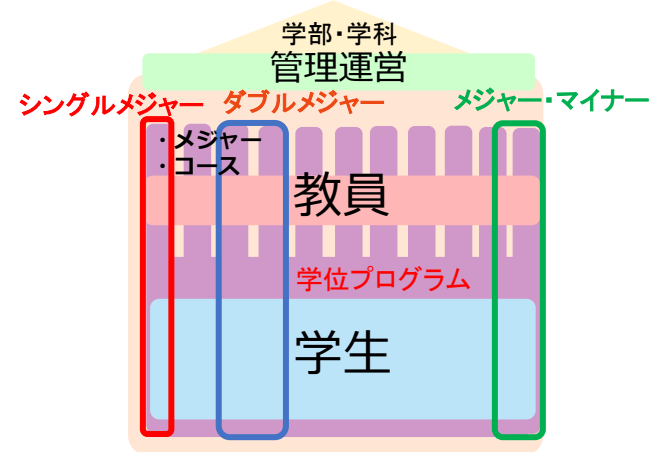
○教員・学生が共に所属する教育研究一体型の学部を置く形態だけではなく、教員と学生の所属組織が異なる「教教分離」などの多様な教育研究組織の編制が可能。

学校教育法第85条「大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。」

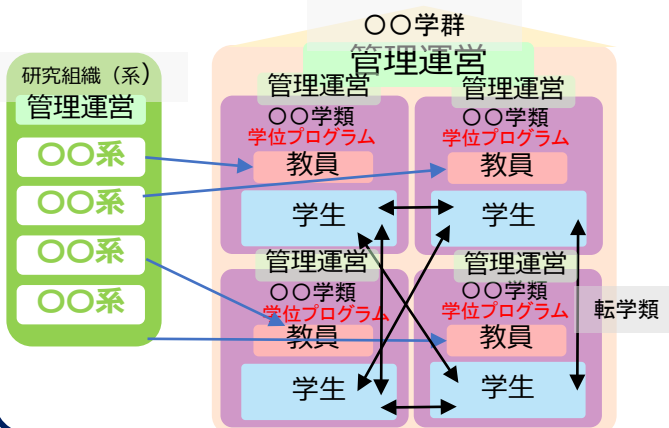
①学生の所属する組織＝教員が所属する組織＝学位プログラムの一対一の関係の例



①'1学位プログラム内に複数コースが走っている例

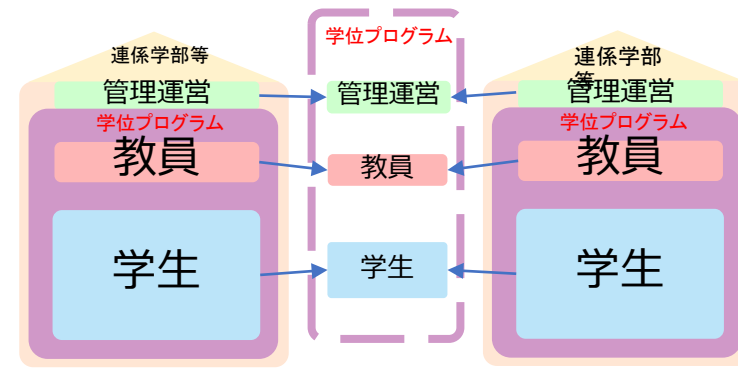


②教員の所属組織と学生の所属組織を分離することで、学問領域の縦割りを超えた学位プログラムを構築している例
※学生は学類に所属。



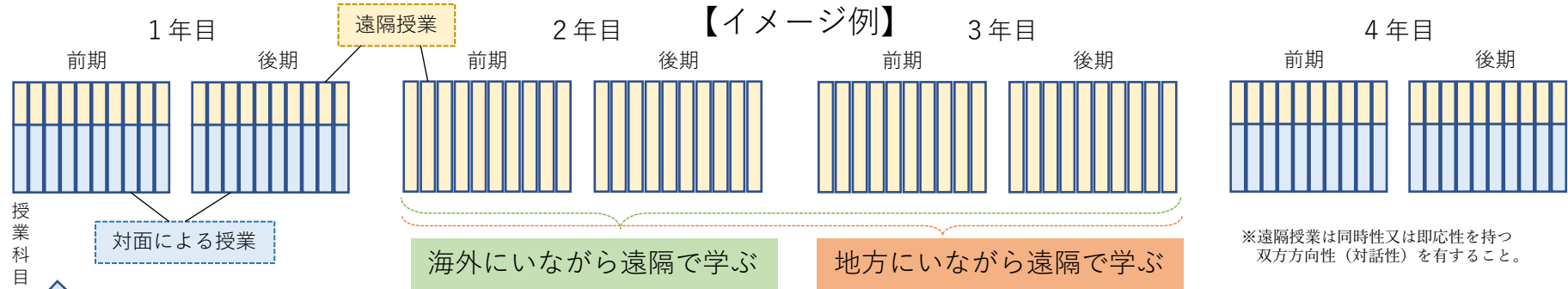
③学部等連係課程制度を活用し、学内資源を活用して学部横断的な教育を実現した学位プログラムの例

※専任教員は兼任を可とし、学生定員は連係学部範囲内



大学の判断・運用で可能な教育活動の展開 (例④)

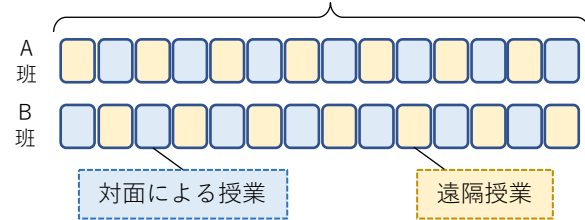
○遠隔授業は60単位 (約2年相当) まで行えるほか、残りの授業についても遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲なら、対面による授業として実施可能。



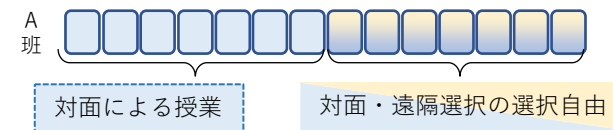
参照: 「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について(令和3年5月14日時点)」
「大学等における遠隔授業の取扱いについて(周知)(令和3年4月2日)」

○全ての学生が半分以上の授業時数を対面で受講する機会を設ける授業科目は、対面による授業として実施可能。

【イメージ例①】 授業科目



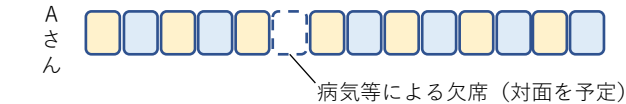
【イメージ例②】



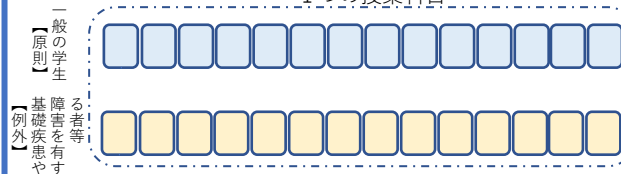
参照: 「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について(令和3年5月14日時点)」 問9

○特定の学生が病気等により、また、基礎疾患を有する学生や障害を有する学生等が希望により、結果として対面で受講する授業時数が半分未満となる場合であっても、左記の設計を行う授業科目は、対面による授業として実施可能。

【イメージ例①】



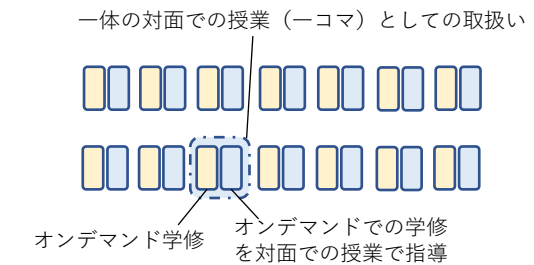
【イメージ例②】



参照: 「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について(令和3年5月14日時点)」 問10・11

○分割した授業時数を、一定の条件下※で一体の対面による授業として取り扱うことが可能。

【イメージ例】



※オンデマンドの取組により実質的に授業外学修時間が代替されるようなことがないなど、授業科目全体として適切な教育が行われる必要があることに留意。

参照: 「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について(令和3年5月14日時点)」 問12

大学の判断・運用で可能な教育活動の展開（例⑤）

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業を面接授業により予定通り実施することが困難な場合、面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的運用を行うことが大学の判断で認められていた。
- 令和3年度以降は、感染症（コロナ以外含む）や災害の発生等の非常時においては、当該感染症や災害等の状況に応じて、同様の弾力的運用を大学の判断で行うことが認められている。
(「大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）」令和3年4月2日高等教育局長通知)

面接授業（＝対面授業）

(大学設置基準第25条第1項)



特例的な措置（設置基準第25条第1項の特例）

コロナ感染拡大により、面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業を、十分な感染対策を講じたとしても面接授業により実施することが困難な場合、遠隔授業等を行う弾力的な運用を認めること

※ 上記弾力的運用として実施する遠隔授業は、設置基準第25条第1項で規定する面接授業として取り扱われる（遠隔授業の上限への算入不要）

- 通信教育を行う大学（学部等で通信教育を併せて行う場合も同様）においては、修了に必要な124単位全てを遠隔授業により実施することが可能。なお、当然、面接授業を行うことも可能。
※ 現に遠隔授業のみで受講・卒業することが可能な大学も存在

■通信教育を行う大学・学部等の教育課程

(※) 卒業の要件として修得すべき単位数124単位のうち30単位以上は、遠隔授業又は面接授業により修得。ただし、当該30単位のうち10単位までは、放送授業により修得した単位で代えることが可能。

遠隔授業又は面接授業（30単位以上（※））

放送授業で代替可
(10単位まで（※）)

印刷教材等による授業、放送授業も可（～94単位）

124単位～

目次

- 大学設置基準の改正背景について
- 大学設置基準の性質・構造や役割について
- 総則等理念規定の明確化について
- 教育研究実施組織等について
- 基幹教員制度について
- 指導補助者について
- 授業期間について
- 単位の計算方法等について
- 卒業要件の明確化について
- 校地、校舎等の施設及び設備について
- 教育課程等に係る特例制度について
- 経過措置について
- (参考) 現行制度において、各大学の運用等で実施可能な取組例
- **(参考) 教学マネジメント・内部質保証の取組**

「教学マネジメント指針」概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源(人員や施設等)や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営すなわち教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営の在り方を示す。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体」レベル

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、「教育課程編成・実施の方針」(CP)、「入学者受入れの方針」(AP)

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

IV

教学マネジメントを支える基盤
(FD・SD、教学IR)

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多角的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保
- ✓ DPIに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役割・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るといふ好循環の形成が求められる

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

「学位プログラム」レベル

シラバス、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング、キャップ制、重複回数授業、アクティブ・ラーニング、主専攻・副専攻

「授業科目」レベル

ルーブリック、GPA、学修ポートフォリオ

項目の例は別途整理

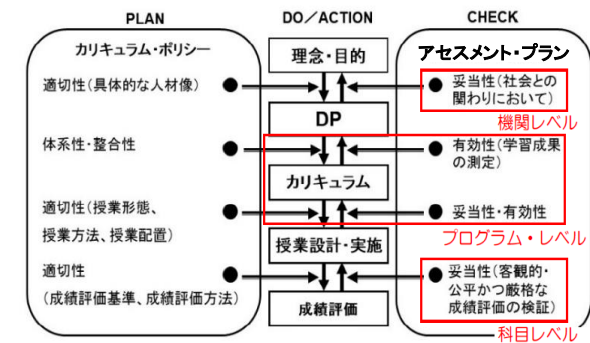
I ~ Vの取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度(アセスメントプラン)に則り、大学教育の成果を点検・評価

【参考】 教学マネジメントの確立に資する事例①

立命館大学：プログラム・レベルでのアセスメント・プランの作成（Ⅰ「三つの方針」を通じた学修目標の具体化）

- ▶ 立命館大学では、機関レベル、プログラム・レベル、科目レベルでアセスメント・プランを策定し、検証を行うことを求めている。
- ▶ プログラム・レベルでは、策定したアセスメント・プランに則って、大学教育の成果を点検・評価する。各学部・学科は、まず1年間の計画を立て、その中でアセスメント・プランに則り、できるだけ数値化できる目標設定を行う。
- ▶ この目標は、目標達成を測る評価指標・評価基準を備え、それに基づき達成度を把握するように設定される。当大学では、このような明確な指標・基準に基づいて目標設定や評価を行う、言わば「評価文化」が根付きつつある。



桜美林大学：カリキュラムマップの策定、履修モデル・アドバイザー指導（Ⅱ授業科目・教育課程の編成・実施）

- ▶ 桜美林大学では、大学全体のDPを策定、これに基づいて各学群（学部相当）・専攻プログラム等（学科相当）においてもDPを策定している。これらのDPに則った形で各学群・専攻プログラム等のカリキュラムマップを策定している。
- ▶ 上述のようなカリキュラムマップは、学生の履修の目安とはなるが、具体的にどのような科目を履修していった方が良いかなど具体的な資料にはなりにくい。そこで、当大学では、DP及びカリキュラムマップに則った形で、各学群・専攻プログラム等の履修モデルを作成。
- ▶ 履修モデルは、学生個々人の志向によっては調整が必要になる。そこで、学生がスムーズに調整が行えるように、アドバイザー制度を活用している。

グローバル・コミュニケーション学群<英語特別専修・留学2年次>履修モデル

学群	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
グローバル・コミュニケーション学群	グローバル・コミュニケーション学群共通科目	グローバル・コミュニケーション学群共通科目	グローバル・コミュニケーション学群共通科目	グローバル・コミュニケーション学群共通科目	グローバル・コミュニケーション学群共通科目	グローバル・コミュニケーション学群共通科目	グローバル・コミュニケーション学群共通科目	グローバル・コミュニケーション学群共通科目
	グローバル・コミュニケーション学群専攻科目	グローバル・コミュニケーション学群専攻科目	グローバル・コミュニケーション学群専攻科目	グローバル・コミュニケーション学群専攻科目	グローバル・コミュニケーション学群専攻科目	グローバル・コミュニケーション学群専攻科目	グローバル・コミュニケーション学群専攻科目	グローバル・コミュニケーション学群専攻科目
	グローバル・コミュニケーション学群選択科目	グローバル・コミュニケーション学群選択科目	グローバル・コミュニケーション学群選択科目	グローバル・コミュニケーション学群選択科目	グローバル・コミュニケーション学群選択科目	グローバル・コミュニケーション学群選択科目	グローバル・コミュニケーション学群選択科目	グローバル・コミュニケーション学群選択科目
	グローバル・コミュニケーション学群履修科目	グローバル・コミュニケーション学群履修科目	グローバル・コミュニケーション学群履修科目	グローバル・コミュニケーション学群履修科目	グローバル・コミュニケーション学群履修科目	グローバル・コミュニケーション学群履修科目	グローバル・コミュニケーション学群履修科目	グローバル・コミュニケーション学群履修科目
国際文化学群	国際文化学群共通科目	国際文化学群共通科目	国際文化学群共通科目	国際文化学群共通科目	国際文化学群共通科目	国際文化学群共通科目	国際文化学群共通科目	国際文化学群共通科目
	国際文化学群専攻科目	国際文化学群専攻科目	国際文化学群専攻科目	国際文化学群専攻科目	国際文化学群専攻科目	国際文化学群専攻科目	国際文化学群専攻科目	国際文化学群専攻科目
	国際文化学群選択科目	国際文化学群選択科目	国際文化学群選択科目	国際文化学群選択科目	国際文化学群選択科目	国際文化学群選択科目	国際文化学群選択科目	国際文化学群選択科目
	国際文化学群履修科目	国際文化学群履修科目	国際文化学群履修科目	国際文化学群履修科目	国際文化学群履修科目	国際文化学群履修科目	国際文化学群履修科目	国際文化学群履修科目

(参考) 教学マネジメント指針の事例集について、本調査研究報告書及び事例紹介動画を文部科学省HPに掲載
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00001.html

【参考】 教学マネジメントの確立に資する事例②

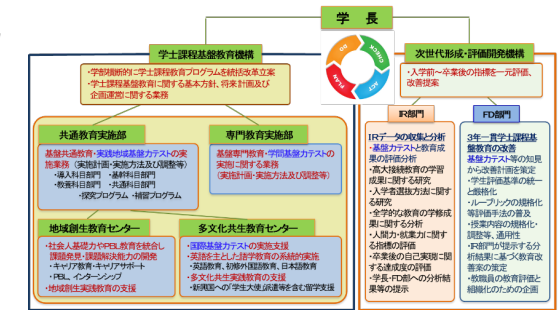
国際基督教大学：授業効果調査（Ⅲ学修成果・教育成果の把握・可視化）

- ▶ 授業効果調査は毎学期の最終回に実施する。本アンケート調査では、自分がどのようにこの授業に取り組んだか（この授業のためにどの程度の勉強をしたか、どのような能力を身につけられたかなど）、また授業そのものに対する評価（この授業に触発されたか、教員の課題に対するフィードバックは適切だったかなど）の設問を設けている。



山形大学：次世代形成・評価開発機構IR部門（Ⅳ教学マネジメントを支える基盤）

- ▶ 山形大学の次世代形成・評価開発機構は平成28年に設置された学長直下の組織である。これと対になる組織として学士課程基盤教育機構がある。この両組織で大学の教育に係るPDCAサイクルをまわしている。
- ▶ 山形大学次世代形成・評価開発機構IR部門には2つのミッションがある。ひとつは、IR (Institutional Reserch) であり、もうひとつはIE (Institutional Effectiveness) である。IEとは、IR機能を活用して効果検証を行い、大学コミュニティとして継続的改善の循環プロセスを実行することであり、PDCAサイクルをまわすことがミッションである。IRだけを行っていてもその結果が活かされなければ意味がないので、IEを意識した活動を大学全体で推進している。



金沢工業大学：ステークホルダー交流会（ステークホルダーウィーク）の実施（Ⅴ情報公表）

- ▶ プロジェクトデザイン教育等では、関係者や資金提供者に対して活動報告を行っていたが、同時に学生の出身高校や保護者などに報告範囲を広めていき、現在のステークホルダー交流会に発展。
- ▶ 各PJの報告会を実施時期を集約して多くのステークホルダーに多くの学生の発表を見ていただく「ステークホルダーウィーク」として開催。



(参考) 教学マネジメント指針の事例集について、本調査研究報告書及び事例紹介動画を文部科学省HPに掲載
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00001.html